

アメリカ（カリフォルニア州）における若年者に対する施設内処遇

石田, 侑矢
日本学術振興会特別研究員（PD）

<https://doi.org/10.15017/4371023>

出版情報：九大法学. 120, pp.1-57, 2021-03-09. Kyudai Hogakka i
バージョン：
権利関係：



アメリカ（カリフォルニア州）における 若年者に対する施設内処遇

石 田 侑 矢

（目次）

はじめに：本稿の目的

第一章 カリフォルニア州の少年司法制度概観

第一節 概説

第一款 少年法適用年齢

第二款 少年裁判所の監督権

第三款 少年裁判所における手続

第四款 処分決定の手続

第五款 少年裁判所が取り得る選択肢

第二節 少年裁判所による処分

第一款 概説

第二款 身体拘束を伴う処分

第二章 少年及び若年者に対する施設内処遇

第一節 少年に対する施設内処遇

第一款 処遇の目的

第二款 刑事施設における処遇

第三款 少年施設における処遇

第四款 小括

第二節 若年者に対する施設内処遇

第一款 刑事施設における処遇

第二款 刑務所における義務的教育プログラム

第三款 少年施設における処遇

第三節 少年施設と刑事施設における処遇の異同

第三章 若年者処遇の最新状況

第一節 分類上の配慮

第一款 刑務所における収容分類

第二款 Penal Code§2905

第二節 刑務所から少年施設への移送

第一款 California Leadership Academy プログラム

第二款 WIC§1731.7

第四章 検討

第一節 少年施設と刑事施設における処遇の位置づけ

第二節 若年者に対する処遇

第一款 前提をなす若年者像

第二款 特別な取扱いについて — 我が国への示唆
むすびにかえて

はじめに：本稿の目的

「感情が美しくなるように、正しくなるように、行動を積み重ねて、だからなんだよ、動物のくせにきれいな魂になりたいとか思っているのって目しか化粧しない女子みたいにみっともない。欲望を捨てて、行動をやめて、ただすべてを愛する球体にでもなって宇宙に漂ってそれがハッピーエンド？　そうですハッピーエンドです、って答えかねないやつしか教室にはいない。」⁽¹⁾

「子ども」はいつから「大人」になるのだろうか。この問いに対する明確かつ絶対的な回答は、おそらく存在しない。しかし、社会の様々なシステムを円滑に作動させるためには、なんらかの暫定的な回答が必要となる。そこで、我が国では従来、「年齢」という形式面に着目し、20歳を境界線として「子ども」と「大人」を区別してきた。この区別は、これまであらゆる領域で用いられてきた。しかし、近年、この境界線に変更が加えられている。

諮問第103号を受けて設置された法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下、「少年法・刑事法部会」。）では、少年法の適用年齢引下げの是非及び引き下げた場合の刑事司法制度の在り方について議論が行われた。⁽²⁾特に、少年法の適用年齢が引き下げられた場合の若年者に対する処遇の在り方は、重要な論点のひとつとして議論された。その結果、最終的な取りまとめ案では、18歳及び19歳の者に対する新た

(1) 最果タヒ（2017）『十代に共感する奴はみんな嘘つき』文藝春秋15-16頁。

(2) 少年法・刑事法部会において議論された各論点については、本庄武・武内謙治（編）（2017）『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』日本評論社、また、少年法の適用年齢引下げについては、葛野尋之・武内謙治・本庄武（編）（2020）『少年法適用年齢引下げ・総批判』現代人文社を参照。

な措置として、逆送の対象拡大や刑事手続に付された場合の推知報道の制限規定の除外が、また20歳以上の若年成人については、鑑別施設の長が刑事施設の求めにより行う鑑別の対象となる受刑者の年齢を「おおむね26歳未満」まで引上げること、及び若年受刑者に対する処遇原則の明確化(「若年受刑者(おおむね26歳未満の受刑者をいう。)に対しその者の資質及び環境に応じた処遇を行うに当たっては、その者の年齢、精神的な成熟の程度その他若年であることに伴う個々の事情を踏まえ、その者の問題性の改善に資する手法及び内容とするように努めるものとする。」)⁽³⁾が提案されている。このように、現在我が国の若年者処遇は転換点を迎えている。

他方、カリフォルニア州でも近年、若年者処遇は大きく変わりつつある。すなわち、周知の通り、*Roper v. Simmons* 判決⁽⁴⁾、*Graham v. Florida* 判決⁽⁵⁾、そして *Miller v. Alabama* 判決⁽⁶⁾ という三つの連邦最高裁判例により、アメリカでは現在各地で少年司法制度改革が進められている。特に、カリフォルニア州では2013年以降、少年司法制度に関する様々な改革が進められており、アメリカにおける少年司法制度改革のモデルを提供している。⁽⁸⁾ 重要な

(3) 「諮問第103号に対する答申案」(<http://www.moj.go.jp/content/001328361.pdf>) (最終アクセス：2020年11月9日)。

(4) *Roper v. Simmons* (2005) 543 U.S. 551 [125 S.Ct. 1183, 161 L.Ed.2d 1].

(5) *Graham v. Florida* (2010) 560 U.S. 48 [130 S.Ct. 2011, 176 L.Ed.2d 825].

(6) *Miller v. Alabama* (2012) 567 U.S. 460 [132 S.Ct. 2455, 183 L.Ed.2d 407].

(7) アメリカにおける少年司法制度改革を分析するものとして、例えば、山口直也 (2017)「米国少年司法の史的展開と現代的意義」同(編)(2017)『新時代の比較少年法』成文堂13-40頁；山崎俊恵 (2014)「ネバダ州少年司法制度にみるアメリカ少年司法制度の動向」修道法学36巻2号95-122頁；同(2017)「アメリカにおける少年法適用対象年齢の引き上げ」修道法学39巻2号714-730頁；同(2019)「米国少年司法の最近の動向」山口直也(編)『脳科学と少年司法』現代人文社124-140頁等がある。

(8) David Muhammad (2019) California is becoming a model of juvenile justice reform, thanks to progressive legislation, Juvenile Justice Information Exchange (<https://jjie.org/2019/01/04/california-is-becoming-a-model-of-juvenile-justice-reform-thanks-to-progressive-legislation/>).

のは、カリフォルニア州では、少年司法改革が18歳以上の若年者処遇の在り方にも影響を及ぼしていることである。このことを踏まえれば、カリフォルニア州における改革を分析することは、岐路に立たされている我が国の若年者処遇の在り方について、多大な示唆をもたらさう。

以上より、本稿はカリフォルニア州における若年者に対する施設内処遇を、少年に対する施設内処遇との対比を通じて分析することで、我が国における若年者処遇の在り方についての示唆を得ることを目的とする。本稿の構成は次の通りである。まず、第一章においてカリフォルニア州の少年司法制度を概観する。後述する通り、カリフォルニア州では、若年者は少年司法制度及び刑事司法制度のいずれにおいても処遇がなされう。それゆえ、本稿は若年者に対する施設内処遇を念頭においたものであるが、まずもって少年司法制度を概観する。第二章では、少年及び若年者に対する施設内処遇を概観する。ここでは、少年及び若年者が少年施設又は刑事施設で受け得る施設内処遇の内容を概観する。第三章では、若年者処遇に関する近年の立法を概観する。最後に、第四章では、ここまでの内容を踏まえ検討を行う。

なお、本稿では、18歳未満の者を少年、18歳以上26歳未満の者を若年者と呼ぶ。また、本稿では犯罪行為を行った少年及び若年者に対する施設内処遇を念頭に置き、議論を進める。したがって、いわゆる虞犯少年及び少年法が適用されない少年に対する施設内処遇については、本稿では取り扱わない。さらに、カリフォルニア州では、いわゆる少年法の規定は Welfare and Institutions Code（以下、「WIC」。）において規定されている。以下、少年法とは、特に断らない限り、WIC における少年司法に関する規定のことを指す。なお、本稿は第46回日本犯罪社会学会テーマセッション D「若年者に対する施設内処遇の展望と課題」における筆者の報告（「アメリカ（カリフォルニア州）における若年者に対する施設内処遇」）をベースにしたものである。

第一章 カリフォルニア州の少年司法制度概観

第一節 概説

第一款 少年法適用年齢

カリフォルニア州では、少年法の適用年齢は12歳以上17歳以下とされている。⁽⁹⁾ もっとも、一定の重大犯罪の場合は、11歳以下であっても少年裁判所において処理がなされうる。⁽¹⁰⁾

WIC§707は、従来、事案を刑事裁判所に移送するための権限を検察官に付与していたが、これは2018年に成立した2018 Cal SB 1391によって次のように改正された。すなわち、行為時16歳以上で、非行事実がWIC§707 (b) に規定された殺人等の重大犯罪の場合にのみ、検察官は刑事裁判所への移送を申し立てることができる。⁽¹¹⁾ この申立を受けた少年裁判所は、プロベーションオフィサーに対して少年の行動パターンや社会記録に関するレポートを提出するよう命じなければならない。⁽¹²⁾ その後、少年裁判所によって、少年裁判所で審理することがふさわしいかどうかを判断するためのヒアリング (transfer hearing/fitness hearing) が行われる。最終的には、プロベーションオフィサーからのレポートやヒアリングの結果を踏まえ、事案を少年裁判所で審理すべきかどうか、換言すれば刑事裁判所に移送するかどうかを、少年裁判所が判断する。⁽¹³⁾ このように、現在カリフォルニア州では少年事件を刑事裁判所に移送するかどうかの判断は、

(9) WIC§602 (a). カリフォルニア州では、かつては20歳まで少年法が適用されていたが、1971年の法改正により、少年法の適用年齢は17歳以下にまで引き下げられた。Kathleen Ford Bay (1979) *Juvenile Justice in California: Changing Concept*, *American Journal of Criminal Law* 7 (2) p.171-192, p.178.

(10) WIC§602 (b).

(11) WIC§707 (a) (1).

(12) WIC§707 (a) (1).

(13) WIC§707 (a) (3).

少年裁判所によってのみ行われる。

他方、非行事実が WIC§707 (b) に規定された殺人等の重大犯罪の場合であっても、少年が行為時14歳あるいは15歳のときは少年裁判所の管轄権が終了した後に捜査機関による身体拘束を受けた場合にしか、検察官は事案を刑事裁判所に移送するための申立を行うことはできない⁽¹⁴⁾。つまり、カリフォルニア州ではいかなる場合でも、14歳あるいは15歳の少年は刑事裁判所で審理されない構造が採られている。

第二款 少年裁判所の監督権

カリフォルニア州では少年裁判所が非行事実を認定した場合、少年裁判所は当該少年の監督権を両親等から少年裁判所に移し⁽¹⁵⁾、その後、少年に対して処分を言渡す⁽¹⁶⁾。つまり、少年裁判所が少年に対して処分を言渡す場合、基本的には、その処分は少年裁判所の監督下で行われることとなる。重要なのは、このとき、少年裁判所は少年が21歳になるまで、場合によっては25歳になるまでの監督権を維持することができることである⁽¹⁷⁾。つまり、カリフォルニア州の少年裁判所は、少年に対する監督権を得た場合、少年法の適用年齢の上限を超えて少年の監督を行うことが可能となっている。

もっとも、少年が言い渡された処分を完遂した場合や、少年や少年の両親等からの申立により⁽¹⁸⁾、少年に対する少年裁判所の監督は、少年が21歳になる前にこれを取り消すことが可能となっている。また、少年裁判所が少年法の適用年齢を越えた者の監督権を維持している場合で、その者が犯罪行為を行った場合、少年裁判所がその監督権を維持

(14) WIC707 (a) (2).

(15) WIC§725 (b).

(16) WIC§727 (a) (1).

(17) WIC§607.

(18) WIC§786.

(19) WIC§785.

しているという事情は、刑事訴追を妨げないことには注意が必要である。⁽²⁰⁾

第三款 少年裁判所における手続

少年裁判所の手続は二段階に分かれている。すなわち、非行事実の認定のための手続（adjudication hearing/jurisdictional hearing）と、処分を決定するための手続（dispositional hearing）である。前者において非行事実が認定された場合にのみ、後者の手続が行われる。

いずれの手続も専門的で特別な裁判所において審理がなされる。⁽²¹⁾ 少年裁判所の手続は原則非公開で行われる。⁽²²⁾ ただし、殺人や現住建造物放火等の一定の重大犯罪の場合、⁽²³⁾ 少年裁判所の裁判官は傍聴を許可することができる。⁽²⁴⁾ このとき、少年、被害者あるいはその他の者の保護の観点から非公開とすることが正当であると考えられない限り、裁判官は審理を公開しなければならない。⁽²⁵⁾ もっとも、非行事実が強姦等の性犯罪である場合に、被害者の意向に従って検察官から非公開とすべきとする申立があったとき及び行為時16歳未満であった被害者に対する尋問が行われているときは、傍聴は許可されない。⁽²⁶⁾

手続の指揮は、全般に渡り、裁判官が行う。⁽²⁷⁾ 裁判官は迅速かつ効率的に事実を認定し、また少年の現在の状況及び将来の福祉に関するすべて

(20) *People v. Price* (1969) 1 Cal.App.3d 982 [82 Cal.Rptr. 55].

(21) WIC§675.

(22) WIC§676.

(23) これら二つのほか、武装強盗の罪、強姦の罪（準強姦、強制した肛門性交を含む）、身代金あるいは傷害目的の誘拐の罪（重症を伴う誘拐も含む）、殺人未遂罪、銃火器を用いた暴行の罪（その他凶器を用いた場合も含む）、現住建造物への銃火器の発射の罪等、全部で28項目が規定されている（WIC§676 (a) (1)-(28)）。

(24) WIC§676 (a).

(25) WIC§676 (c).

(26) WIC§676 (b).

(27) WIC§680.

の情報を確認しなければならない⁽²⁸⁾。また、上述した通り、少年裁判所における手続は原則非公開で行われ、少年が事実を争わない場合には、少年及び少年の福祉に関するすべての関係者からの協力を最大限得られるよう、対立的でない雰囲気が進められなければならない⁽²⁹⁾。

また、手続の全般を通じて、検察官は公益の代表者として、主張立証⁽³⁰⁾を行う。なお、カリフォルニア州では、少年裁判所においては、陪審員による裁判は行われない。

第四款 処分決定の手続

処分決定の手続に際して、裁判官はプロベーションオフィサーに少年の社会調査を行わせ、レポートを提出させなければならない⁽³¹⁾。少年はこのレポートを権利として受け取る⁽³²⁾。

プロベーションオフィサーによるレポートや、両当事者から提出された証拠等、関連する全ての証拠に基づき、裁判官は処分を決定する⁽³³⁾。処分の決定に際し、裁判官は少年法の目的を踏まえ、関連するすべての証拠に加えて、次のことを考慮する⁽³⁴⁾。すなわち、少年の年齢、非行が行われた状況及びその重大性、そして少年の非行歴である。Peoples (2019) によれば、裁判官はこれらに加えて、次のことを考慮するとされている⁽³⁶⁾。すなわち、少年の態度、以前プロベーションに付された際の反応、両親等による

(28) WIC§680.

(29) WIC§680.

(30) WIC§681.

(31) WIC§706.

(32) Rules 5.534 (g) (2) (A).

(33) WIC§706.

(34) WIC§202.

(35) WIC§725.5.

(36) Edward E. Peoples (2019) *Juvenile Procedures in California* [8th edition], Meadow Crest Publishing, p.116.

監護状況の長所・短所、少年の学校での態度や進捗状況、被害状況、コミュニティのリソース、コミュニティの安全と保護の必要性等である。

第五款 少年裁判所が取り得る選択肢

上記の事情を考慮した結果、まず裁判官が取り得る選択肢は、次の三つのうちのいずれかである。すなわち、①申立の棄却、②少年を少年裁判所の監督下に置くことの宣言、そして③インフォーマル・プロベーションである。

処分決定の段階においても、裁判官は、次のような場合に①申立を棄却することができる。⁽³⁷⁾すなわち、正義の利益（interest of justice）と少年の福祉の観点から棄却することが求められている場合、あるいは処遇の必要性がないと認められる場合である。かかる事情を認めたとき、裁判官は申立を棄却することができる。

裁判官は、②少年を少年裁判所の監督下に置くことを宣言することができる。⁽³⁸⁾上述した通り、少年裁判所は少年に対する監督権を少年が21歳になるまで、場合によっては25歳になるまで維持することができる。少年の監督を行うことを宣言した後、少年裁判所は後述する各種の処分を言渡す。もっとも、少年裁判所が自ら監督を行うプロベーション（インフォーマル・プロベーション）を除き、すべての処分はプロベーションオフィサーの監督下で行われる。⁽³⁹⁾

他方で、少年裁判所は一定の要件に該当する場合を除き、⁽⁴⁰⁾少年を少年

(37) WIC§782.

(38) WIC§725 (b).

(39) WIC§727 (a) (3).

(40) 非行事実が殺人罪等の WIC§707 (b) に規定された犯罪であること、非行事実が Health and Safety code§11053以下に規定された規制薬物の販売又は所持であること、少年が小学校、中学校、職業訓練校又は高校において Health and Safety code§11350又は §11377に違反した場合あるいは Penal code§245.5、§626.9又は §626.10に違反した場合、非行事実が Penal code§186.22違反であること、少年が以

裁判所の監督下に置くことを宣言せずに、遵守事項を課すこと（③インフォーマル・プロベーション）⁽⁴¹⁾もできる。インフォーマル・プロベーションは、少年を少年裁判所の監督下に置くことを宣言しない点、期間が比較的短期（最大6カ月間）である点で、少年裁判所の監督下に置かれた状態で⁽⁴²⁾行われるプロベーションと異なる。また、あくまでプロベーションオフィサーによる監督を受ける点で、少年裁判所が監督を行うプロベーションとも異なる⁽⁴³⁾。ただし、このインフォーマル・プロベーションは、⁽⁴⁴⁾次の場合には課すことができない。すなわち、認定された非行事実が、Penal Code§707 (b) 又は同条 (d) (2) あるいは Health and Safety Code§11350に該当する場合である。もっとも、認定された非行事実が Health and Safety Code§11053 以下に規定された規制薬物の販売目的での所持（ただし大麻を含む軽罪の場合は除く）または Penal Code§32625 違反の場合、裁判所が、そうすることが正義の利益に最も適うと判断し、記録に基づいてその理由を述べる場合にのみ、裁判所の監督によるインフォーマル・プロベーション⁽⁴⁵⁾を課すことができる。

この処分を課す場合、それが適切でないことが記録上合理的に認められる場合を除き、少年裁判所は次の条件を課さなければならない。⁽⁴⁶⁾すなわち、プロベーションオフィサーが認めた学校のプログラムに参加すること、コミュニティカレッジやその他適切な機関によって提供されてい

前にこの措置を受けたことがあること、少年が以前に少年裁判所の監督下に置かれていたこと、非行事実が被害者に対して1000ドル以上の被害弁償を行うべきものであること、非行事実が重罪にあたるものであり、少なくとも行為時14歳であったこと（WIC§654.3）。

(41) WIC§725 (a).

(42) WIC§725 (a).

(43) WIC§725 (a).

(44) WIC§727 (a) (2).

(45) WIC§727 (a) (2).

(46) WIC§729.2.

るカウンセリングや教育プログラム等に参加すること、午後10時から午前6時の間、両親等の同伴なく外出しないことである。また、このとき少年裁判所は、少年の保護者等に対しても、少年とともにカウンセリング等に参加するよう求めなければならない。

第二節 少年裁判所による処分

第一款 概説

少年を少年裁判所の監督下に置くことを宣言した後、少年裁判所は、それぞれの事案に応じて処分を言渡す。裁判官は少年の治療、監督、身体拘束、品行の保持（conduct）、維持管理そして援助のために合理的な命令を行うことができ、これには、医療上の治療や裁判所のさらなる命令に服することも含まれる。⁽⁴⁷⁾ また、上述した通り、裁判所の監督下で行われるインフォーマル・プロベーションを言渡す場合を除き、裁判所は少年に対してプロベーションオフィサーの監督に服するよう命令しなければならない。⁽⁴⁸⁾ つまり、裁判所の監督下で行われるプロベーションを除き、後述する各種処分はプロベーションの条件あるいはそれに併せて言い渡されることになる。⁽⁴⁹⁾

少年裁判所がなしうる処分は、大別して次の4つがある。⁽⁵⁰⁾ すなわち、罰金ないし被害弁償の賦課、社会奉仕命令、プロベーション又はパロールによる自由制限、地域又は州の施設への拘禁である。本稿は施設内処遇を主題とするものであることから、ここでは身体拘束を伴う処分についてのみ言及する。

(47) WIC§727 (a) (1).

(48) WIC§727 (a) (3).

(49) ただし、青少年施設は州が管轄する施設であるため、そこへの収容はこれに当たらないと考えられる。青少年施設については後述する。

(50) WIC§202 (e).

第二款 身体拘束を伴う処分

裁判官は少年に対して身柄拘束を伴う処分を言渡すことができる。これには、大別して三つの類型がある。すなわち、① NGO や NPO によって運営されるグループホーム等の福祉施設への送致、②プロベーションオフィサーによって運営される青少年ホール（juvenile hall）等への送致、そして、③州によって運営される青少年施設（juvenile facilities）への送致である

（１）福祉施設への送致

裁判所は少年に対して福祉施設への入所を命じることができる⁽⁵¹⁾。このとき少年が収容されうるのは、養護施設、グループホーム、地域ケア施設等である⁽⁵²⁾。いずれも NPO や NGO によって運営されている居住型の福祉施設であるが、居室は施錠されない⁽⁵³⁾。しかし、規模や規律の厳しさは施設によって異なる。例えば、養護施設の定員は6名以下であるが、グループホームの規模は施設によって大きく異なり、定員7名の施設がある一方で、定員100名以上の施設もある⁽⁵⁴⁾。また、グループホームには厳しい規律を課す施設もあるとされている⁽⁵⁵⁾。

このような様々な施設の中から、少年のニーズに応じて適切な施設が選択される。もっとも、このとき少年を収容する施設は、裁判官ではなく、プロベーションオフィサーによって決定される⁽⁵⁶⁾。つまり、少年を福祉施設に入所させる場合、裁判官は居住指定命令（replacement order）を

(51) WIC§727 (a) (1).

(52) WIC§727 (a) (4).

(53) Health & Safety Code§1502 (a) (5) 及び Health & Safety Code§1502 (a) (13).

(54) Health & Safety Code§1502 (a) (5).

(55) Maria Ramiu (2016) Overview of the Foster Care System in California, Youth Law Center, p.5 (<https://ylc.org/wp-content/uploads/2018/11/Foster-Care-Overview-FACT-SHEET-040116.pdf>) (accessed - 2019.11.19).

(56) WIC§727 (a) (4). ただし、閉鎖型の少年ホーム（juvenile home）に少年を送致する場合は、裁判官によって決定される。

発するのみで、その他の具体的な内容はプロベーションオフィサーによって決定される。もっとも、福祉施設に入所した場合でも、プロベーションオフィサーによる監督は、裁判所が少年に対する監督権を維持する限り継続される。

（２）青少年ホール等への送致

裁判所は少年に対して、プロベーションオフィサーによって運営される青少年ホール等の施設への収容を命じることができる。このとき少年が送致されうるのは、キャンプ（フォレストリーキャンプを含む）、ランチ（⁽⁵⁸⁾ranch）、そして青少年ホールである。これらはいずれも施設がなされる閉鎖型の施設であり、各カウンティのプロベーションオフィサーによって運営される。また、これらの施設への送致は終局処分としてではなく、プロベーションの条件として言い渡される。⁽⁵⁹⁾ いずれの施設においても、短期間の収容がなされる。⁽⁶⁰⁾ さらに、これらの施設への収容は裁判官の決定によってなされるが、青少年ホールへの収容はキャンプやランチが利用できない場合に限ってなされる。⁽⁶¹⁾

キャンプ及びランチは州内の各カウンティに設置されており、その規模は施設によって異なる。例えば、Sonoma County のキャンプ（Sonoma County Probation Camp）は定員が24名であるのに対して、Orange County

(57) WIC§730 (a), WIC§852.

(58) WIC§730 (a).

(59) WIC§730 (a). Peoples (2019) *supra* note 36 at p.119. 例えば、プロベーションの条件として5日間から20日間の青少年ホールへの収容を課すことを認めた事例（(*In re Ricardo M.* (1975) 52 Cal.App.3d 744 [125 Cal.Rptr. 291].））や、プロベーションの条件として青少年ホールへの12週の週末拘禁を認めた事例（(*In re B* (1969) 273 Cal.App.2d 607 [78 Cal.Rptr. 436].））等がある。

(60) Peoples (2019) *supra* note 36 at p.118.

(61) WIC§730 (a).

(62) Sonoma County Website (<https://sonomacounty.ca.gov/Probation/Probation-Camp/>) (accessed - 2020.5.22).

のキャンプ（Youth Guidance Center）は定員が80名となっている。⁽⁶³⁾また、青少年ホールも州内の各カウンティに設置されており、その規模は施設によって異なる。Peoples（2019）によれば、10人から15人を収容する小規模の施設がある一方で、Los Angeles には3つの青少年ホールが設置されており、合計で約600人から900人の少年を同時に収容することが可能となっている。⁽⁶⁴⁾

これらの施設に少年を送致する場合、裁判官は予め拘禁期間の上限を明確にしておかなければならない。また、拘禁期間は、成人が同様の犯罪を行った場合になされうる拘禁期間を越えない範囲でのみ科され得る。⁽⁶⁵⁾つまり、カリフォルニア州では、少年であることを理由として、成人の場合よりも長期間拘禁することは禁じられている。⁽⁶⁶⁾

（3）青少年施設（youth facilities）

裁判所は少年を青少年施設に送致することができる。⁽⁶⁷⁾従来、青少年施設は矯正局（California Department of Corrections and Rehabilitation、以下「CDCR」。）の少年部門（Division of Juvenile Justice、以下「DJJ」。）が管轄していた。⁽⁶⁸⁾しかし、2019年1月にGavin Newsom知事によって組織再編が宣言された結果、DJJは解体となり、2020年7月より、新たにCalifornia Department of Youth and Community Restoration（以下、「CDYCR」。）が設置されることとなった。⁽⁶⁹⁾これに従い、2020年7月以降、青少年施設は

(63) The Orange County Probation Department Website (<https://media.ocgov.com/gov/probation/contact/institutions/youthguide.asp>) (accessed - 2020.5.22).

(64) Peoples (2019) supra note 36 at p.105.

(65) WIC§726 (d) (1).

(66) WIC§726 (d) (1).

(67) WIC§731 (a) (4).

(68) 元々はCalifornia Youth Authority（以下、「CYA」。）が管轄していたが、2005年に組織が再編され、CYAはDJJに名称が変更された。

(69) Gov Code§12820 (a).

CDYCR の管轄下に置かれることとなった。なお、CDYCR は保健衛生局（California Health and Human Services Agency）による管理・監督を受けるとされている⁽⁷⁰⁾。

現在、カリフォルニア州に設置されている青少年施設は、Ventura Youth Correctional Facility、O.H. Close Youth Correctional Facility、Pine Grove Youth Conservation、そして N.A. Chaderjian School の全 4 施設のみとなっている。少年を青少年施設に収容するためには、一定の条件が存在する⁽⁷¹⁾。すなわち、当該少年が 12 歳以上であること、当該少年が伝染病等に罹患していないこと、そして、非行事実が WIC§707 に規定されている一定の重大犯罪であることの 3 つの条件をすべて満たす場合にのみ、少年を青少年施設に収容することが可能となる。

青少年施設に送致する場合も、裁判官は予め拘禁期間の上限を明確にしておかなければならない⁽⁷⁴⁾。拘禁期間は、青少年ホール等に送致する場合と同様に、成人が同様の犯罪を行った場合になされうる拘禁期間を越えない範囲でのみ科され得る⁽⁷⁵⁾。つまり、青少年施設に送致する場合でも、少年であることを理由として成人の場合よりも長期間拘禁することは禁じられている。

(70) Gov Code§12820 (a). これにより、カリフォルニア州の非行少年に対する処遇は、いわゆる「福祉」が担うこととなった。今回の組織再編がどのような変化をもたらすか今後の動向が注目される。

(71) WIC§733.

(72) 殺人、重大な身体的損害を伴う放火あるいは現住建造物に対する放火、強盗、強制・暴力あるいは重大な身体的損害を加える等の脅迫を用いた強姦等（全 30 種類）。

(73) ただし、非行事実が Penal Code§290.008 (c) に規定された性犯罪である場合には、この限りでないとされている（WIC§733 (3)）。

(74) WIC§731 (c).

(75) WIC§731 (c).

第二章 少年及び若年者に対する施設内処遇

第一節 少年に対する施設内処遇

少年に対する施設内処遇としては、次の2つの場合がある。すなわち、少年施設で受ける処遇及び刑事施設で受ける処遇である。以下、それぞれ内容を概観する。

第一款 処遇の目的

WIC§202は次のように定めている。

「(a) 本章（少年法 — 引用者注）の目的は、社会と、少年裁判所の監督下に置かれた少年のいずれにも保護と安全を提供し、可能な場合にはいつでも少年の家族のつながりを維持し、強化することである。その際、少年の福祉あるいは社会の安全と保護のために必要がある場合にのみ、少年を保護者の監督下から引き離す場合がある。……
(b) ……非行の結果として少年裁判所の監督下に置かれた少年は、社会の安全と保護に調和する形で、ケア、処遇、そして指導を受けなければならない。ここでいう指導は少年の最善の利益に合致し、自らの行為の責任を取らせる（hold）ものであり、また、少年の状況に適したものである。この指導には、本章が掲げる社会復帰という目的に沿う罰（punishment）が含まれうる。……少年が少年裁判所の監督下に置かれなくなったとき、少年が受けた指導は、彼らに遵法精神を持たせ、そして彼らが家族及びコミュニティの生産的な一員となることを可能とするものでなければならない。

（中略）

(e) 本章における罰（punishment）とは、制裁（sanction）の賦課を意味する。それは応報［という意味］を含むものではなく、また、

WIC§727.3が規定する子どもを児童養護施設に送致する裁判所の命令を含むものであってはならない。……⁽⁷⁶⁾」

このように、カリフォルニア州の少年法は、対象者の社会復帰と社会防衛を目的として掲げている。そして、この目的のために、少年は社会の安全と保護に調和する形で、ケア、処遇、そして指導を受けなければならないとされている。重要なのは、指導を行う場合でも、そこには応報の意味が含まれないことが明文で規定されていることである。つまり、カリフォルニア州では、少年に対する制裁は、あくまで社会復帰という目的に沿ったものに限定されている。このことを踏まえば、明文規定こそないものの、少年法における処遇の目的にも応報は含まれていないと考えることができる。

第二款 刑事施設における処遇

上述した通り、カリフォルニア州では、少年法が適用される年齢の者であっても、一定の場合には刑事裁判所に移送されることがある。この場合、移送された少年には刑事裁判官によって成人と同様の刑罰が言い渡され、その後言い渡された刑が執行される。しかし、カリフォルニア州では、少年が刑事裁判所において拘禁刑の言渡しを受けた場合、その少年が18歳になるまで、少年施設（青少年施設）においてその刑を執行することが可能となっている⁽⁷⁷⁾。加えて、言い渡された刑期が25歳の誕生日以前に満期となる場合には、刑期を満了するまで少年施設においてその刑を執行することが可能とされている⁽⁷⁸⁾。

もっとも、かかる取扱は義務ではない。したがって、少年に対する刑

(76) 「」内の〔〕は、理解を助ける意図で筆者が内容を補完したものである。以下同様。

(77) WIC§1731.5 (c) (1)

(78) WIC§1731.5 (c) (3)

罰を、他の成人と同様に刑事施設で執行することも可能である。実際、かつては多くの少年が成人施設に収容されていた⁽⁷⁹⁾。しかし、現在カリフォルニア州では刑事施設に収容されている少年はいない⁽⁸⁰⁾。原則として、刑罰を言い渡された少年を少年施設に収容する運用がなされているものと考えられる。

第三款 少年施設における処遇

上述した通り、非行を行った少年が収容されうる施設としては、大別して①NPO等によって運営されるグループホーム等の福祉施設、②プロベーションオフィサーによって運営される青少年ホール等、そして、③州によって運営される青少年施設の三つの類型がある。ここでは、②（青少年ホール等）及び③青少年施設における処遇を取り上げる。

（１）キャンプ及び青少年ホール等

キャンプや青少年ホール等の施設においては、様々な処遇プログラムが提供されている。一般的には、学科教育、カウンセリング、職業訓練、職業体験、レクリエーション等が提供されている。中には、アルコール依存症及び薬物依存症の治療に特化した施設も存在する⁽⁸¹⁾。少年のニーズや

(79) The Campaign for Youth Justice (2007) *The Consequences are 'nt Minor: The impact of trying youth as adults and strategies for reform*, The Campaign for Youth Justice, p.25
によれば、2004年までカリフォルニア州では約130名の少年が刑事施設に収容されていたとされている。

(80) 少なくとも統計上、2010年以降、17歳以下の少年は刑事施設に収容されていない（ただし、2013年及び2017年についてはデータが示されていない。）。各年の統計は、Buruea of Justice Statistics (<https://www.bjs.gov/index.cfm?ty=pbse&tid=0&dcid=0&sid=40&iid=0&sortby=&page=paging&curpg=1>) に掲載されている。なお、The Campaign for Youth Justice (2007) によれば、2007年の時点で、刑事施設に収容されている少年はいないとされている（p.25）。

(81) Youth Guidance Center (Orange County) (<https://www.ocgov.com/gov/probation/contact/institutions/youthguide.asp>).

リスクに応じて、個別に施設及び受けるべきプログラムが割り振られる。

ただし、カリフォルニア州では、これらの施設に収容された少年は、原則として日中は施設内に設置された学校に参加しなければならない⁽⁸²⁾。その他のプログラム等への参加は、学校への参加に代えて課される⁽⁸³⁾。これは、カリフォルニア州では小学1年生から高校卒業（6歳から18歳）までの12年間は義務教育期間として定められていることを背景としてい⁽⁸⁴⁾る。実際、Education Code §48210、§48213、そして §48216では義務教育の対象外とされる者が規定されているが、非行を行った少年はこれに含まれていない。また、少年施設を退所後も、義務教育を免除されていない者は引き続き公的教育を受けることを要求されている⁽⁸⁵⁾。このことに鑑みれば、カリフォルニア州では、少年施設における処遇は義務教育と同一線上にあるものとして位置づけられているとみることができる。

（2）青少年施設

青少年施設での処遇は統合的行動処遇モデル（the Integrated Behavior Treatment Model、以下「IBTM」。）に基づいている。IBTMは「少年に対して、犯罪に親和的でない生き方を教え、彼らが自らの環境をよりよくマネジメントできるスキルを付与することで施設内の暴力と将来の犯罪行為を減らすためにデザインされた」⁽⁸⁶⁾ものであるとされている。その特徴

(82) California Department of Education Website (<https://www.cde.ca.gov/sp/eo/jc/cefjuvenilecourt.asp>)

(83) 例えば、Los Angeles County の施設における日中のスケジュールについては、Detention Services Bureau (2013) *Parent Handbook* (http://file.lacounty.gov/SDSInter/probation/202784_PARENT%2520HANDBOOK%2520MASTER%25201105121.pdf), p.13を参照。

(84) ED Code §48200

(85) California Department of Education Website (<https://www.cde.ca.gov/sp/eo/jc/cefjuvenilecourt.asp>)

(86) <https://www.cdcr.ca.gov/juvenile-justice/>

は、施設職員、パロール職員あるいはケースワーカー、スーパーバイザー等からなるチームによって認知行動療法に基づくエビデンスのあるプログラムを提供することにある。⁽⁸⁷⁾ また、少年のリスクとニーズに応じた個別処遇を提供することも IBTM の特徴のひとつである。⁽⁸⁸⁾ IBTM は、青少年施設では適切な処遇が提供されていないとして、2003年に原告が州に対してその是正を求めた訴訟（Farrell v. Allen）⁽⁸⁹⁾ の結果として採用された。⁽⁹⁰⁾

青少年施設で提供されるプログラムには次のようなものがある。すなわち、学科教育（中学から高校・大学レベル）、薬物依存症治療、性犯罪者処遇プログラム、地元ボランティアとの交流、ギャングからの離脱指導等である。⁽⁹¹⁾ 少年の年齢や成熟度、リスクレベル等に応じて、これらのプログラムが個別に割り振られる。⁽⁹²⁾ ただし、上述した通り、カリフォルニア州では高校卒業までが義務教育とされていることから、青少年施設に収容された少年も、原則として施設内に設置された学校に参加しなければならない。青少年ホール等の場合と同様、その他のプログラムは学校への参加に代えて課される。ただし、非行事実が暴行や脅迫等を用いた性犯罪（性的暴行犯罪）⁽⁹³⁾ である場合、青少年施設に収容された少年は性犯罪プログラムの受講を裁判官から義務付けられる。⁽⁹⁴⁾

(87) <https://www.cdcr.ca.gov/juvenile-justice/mission-statement/>

(88) Id.

(89) Farrell v. Allen, 2004 Cal. Super. LEXIS 2978

(90) Gabriel Petek (2019a) *Reorganization of the Division of Juvenile Justice*, Legislative Analyst's Office, p.5; Maureen Washburn and Renee Menart (2019) *Unmet Promises: Continued Violence & Neglect in California's Division of Juvenile Justice*, Center on Juvenile and Criminal Justice, p.25.

(91) 各施設において提供されているプログラムについては、CDCR Website (<https://www.cdcr.ca.gov/juvenile-justice/facility-locations/>) を参照。

(92) CDCR Website (<https://www.cdcr.ca.gov/juvenile-justice/faqs-about-djj/>)

(93) WIC§6600 (b)

(94) WIC§726.6

第四款 小括

ここまでの内容を小括すれば、次のようになる。

まず、カリフォルニア州では、少年法下における処遇は社会復帰と社会防衛を念頭に置いたものであり、処遇の目的には応報は含まれない。

次に、少年が収容されうる施設は様々あり、また、それぞれの施設において様々な処遇プログラムが提供されている。しかし、全体を通して、その中核にあるのは学科教育である。特に、キャンプ等、青少年ホール、そして青少年施設には、各種様々なプログラムが準備されている一方で、それぞれに教育省が定める基準を満たす学校が設置されており、これらの施設に収容された少年は、原則として学校に参加しなければならない。これは、カリフォルニア州では義務教育期間が小学1年生から高校卒業までの12年間とされていることによる。カリフォルニア州では、非行の結果、少年司法制度に関与することとなった少年であっても、そうでない少年から区別されることなく教育を受ける対象として理解されているといえる。

以上を踏まえれば、カリフォルニア州の少年施設における処遇の中核は学科教育であり、それ以外のプログラムは社会復帰及び社会防衛という観点から提供される、あくまで学科教育を補完するものとして位置づけられているといえる。つまり、カリフォルニア州の少年施設における処遇は、義務教育と同一線上にあるものとして位置づけられていると考えることができる。

第二節 若年者に対する施設内処遇

若年者に対する施設内処遇は、次の二つの場合がある。すなわち、刑事施設における処遇と少年施設における処遇である。以下それぞれ概観する。

第一款 刑事施設における処遇

若年者が収容されうる刑事施設は、ジェイルと刑務所（prison）の二つがありうる。

（１）ジェイルにおける処遇

ジェイルは各カウンティの保安局（sheriff's department）が管理する刑事施設であり、刑期が1年未満の成人が収容される⁽⁹⁵⁾。

提供される処遇プログラムはカウンティや施設によって異なる。例えば、San Diego county のジェイルでは、心理 — 社会プログラム（認知行動療法）、教育プログラム、職業訓練、健康指導（wellness education）、治療共同体プログラム、退役軍人向けプログラム、宗教活動（礼拝等）への支援、本人訴訟を進めている受刑者向けの法律相談、外部通勤（Work release）、エクササイズ・レクリエーション（最低週二回）等が提供されている一方、Sacramento county のジェイルである Rio Cosumnes Correctional Center では、教育プログラム（コンピュータクラスや育児指導も含む）、職業訓練、物質濫用防止指導、SST（認知行動療法）等が提供されており、教育プログラムのひとつとして、ホースプログラム（馬の飼育）⁽⁹⁷⁾もある。このようにカウンティあるいは施設ごとに様々なプログラムが提供されているが、一般的には教育プログラムや職業訓練等が提供されている。

基本的に、ジェイルにおけるプログラムの受講は任意となっている。ただし、罪種によっては、裁判所から各種プログラムの受講が命令されることがある⁽⁹⁸⁾。また、受刑者がプログラムの受講を希望したとしても、それが常に認められるわけではない。というのも、プログラムによって受講要件がある場合があるからである。例えば、Los Angeles County の

(95) Penal Code§19, Penal Code§19.2

(96) San Diego County Sheriff's Department Website (<https://www.sdsheriff.net/jailinfo/programs.html>)

(97) Sacramento County Sheriff's Department Website (<https://www.sacsheriff.com/Pages/Organization/RCCC/ReEntry.aspx>).

(98) 例えば、酩酊運転（Driving under the influence; DUI）の場合、プロベーションの遵守事項の一部としての一定期間のジェイルへの収容に加えて、DUI プログラムの受講を命令されうる（Vehicle code§23538, §23542, §23546）。

ジェイルでは、刑務作業に参加するために受刑者は一定の要件を満たす必要がある。⁽⁹⁹⁾

（２）刑務所における処遇

刑務所（state prison）は州（CDYCR）が管轄する刑事施設であり、刑期が１年以上の受刑者が収容される。ここでは次のような処遇プログラムが提供される。すなわち、学科教育、コンピュータ技能、事務、文書作成、ビルメンテナンス、電気工、配管工等の職業訓練、NA や AA あるいはアンガーマネジメントといった自助プログラム、認知行動療法等である。⁽¹⁰⁰⁾ また、釈放前には、コミュニティへのリエントリーを成功させるための準備として、雇用の可能性を高め、金銭管理のスキルを身に着ける移行プログラムも提供される。⁽¹⁰¹⁾

ジェイルの場合と大きく異なるのは、刑務所の被収容者は処遇プログラムへの参加等、必ず何らかの作業ないし活動に従事しなければならないことである。すなわち、Penal Code§2700は身体的に健康な受刑者に対して何らかの作業を行うことを求めている。⁽¹⁰²⁾ これを受けて、Barclays Official California Code of Regulation Title 15§3040（a）は次のように定める。すなわち、「CDCR の施設に収容された、身体的に健康なすべての受刑者は、CDCR 職員及び受刑者の収容及び監督について業務を委託されている者から割り振られた作業を行わなければならない。このとき割り振られ得るのは、フルタイムの労働、教育又はその他のプログラム [の受講]、あるいは労働、教育又はその他のプログラムの組み合わせである。⁽¹⁰³⁾」。受刑者に対

（99） Los Angeles County の Sheriff's Department に問い合わせたところこのような回答を得た。

（100） <https://www.cdcr.ca.gov/rehabilitation/programs/inprison/>

（101） <https://www.cdcr.ca.gov/rehabilitation/transitions/>

（102） Penal Code§2700. ただし州の刑務所に収容されている受刑者に限る。

（103） Barclays Official California Code of Regulation Title 15§3040（a）.

して処遇プログラムの受講を義務付けることの合憲性は、アメリカでは、一定の限界があることを前提としつつも現在一般に受け入れられている。⁽¹⁰⁴⁾

もっとも、すべての受刑者が処遇プログラムの受講を義務付けられているわけではない。というのも、受刑者は労働や処遇プログラムの受講に代えて、施設内の清掃等、施設の維持・運営に必要な作業を行うことができるからである。⁽¹⁰⁵⁾ 重要なのは、施設の維持・運営のための作業が処遇プログラムの受講等に対して常に優先されること、⁽¹⁰⁶⁾そして、処遇プログラムの受講等に代えて課されるこの作業については受刑者の同意が必要とされていないことである。⁽¹⁰⁷⁾ このように、施設の維持・運営のための作業と処遇プログラムが区別されていること、そして前者については同意を必要としないことが明文で規定されていることに鑑みれば、処遇プログラムの受講については、実質的には受刑者の同意が必要とされていると考えることができる。実際、割り振られる作業ないしプログラムは受刑者の希望やニーズ等を考慮して分類委員会によって決定されており、⁽¹⁰⁸⁾出所者の約40%は、施設内の清掃やキッチンでの業務といった施設の維持・運営のための作業を割り振られている。⁽¹⁰⁹⁾

第二款 刑務所における義務的教育プログラム

ただし、常に受刑者の希望が認められるわけではなく、処遇プログラ

(104) *Rutherford v. Hutto* (E.D.Ark. 1974) 377 F.Supp. 268. 佐伯仁志 (2019) 「アメリカ合衆国の刑務所における義務的教育プログラム」吉開多一・小西暁和編 (2019) 『石川正興先生古稀祝賀論文集 刑事政策の新たな潮流』成文堂219-240頁、225-226頁。

(105) Barclays Official California Code of Regulation Title 15§3040 (d).

(106) Barclays Official California Code of Regulation Title 15§3040 (d).

(107) Barclays Official California Code of Regulation Title 15§3040 (g).

(108) Barclays Official California Code of Regulation Title 15§3040 (c).

(109) CDCR Expert Panel on adult offender reentry and recidivism (2007) *Report to the California State Legislature: a roadmap for effective offender programming in California*, CDCR, p.149 [hereinafter CDCR (2007)]. なお、具体的な数値は明らかでないが、2019年に公開された文献においても、「多くの受刑者」がキッチンや洗濯業務等

ムの受講が義務付けられることもある。例えば、一定の学力水準を満たさない受刑者は、学科教育プログラムの受講を義務付けられることがある。これは、一般に義務的教育プログラムと呼ばれるものであり、現在、アメリカの多くの州で制度化されている⁽¹¹⁰⁾。

カリフォルニア州における義務的教育プログラムの概要は次の通りである。まず、制度の目的は次のように説明されている。すなわち、この規定は、「受刑者が機能的に読み書きできる〔能力を有している〕ことと出所後うまく社会に再統合できることとの間に相関関係があること」に鑑み、「機能的に読み書きができる受刑者の割合を上昇させ、もって再犯率を減少させること」を目的とする⁽¹¹¹⁾。次に、カリフォルニア州では、高卒でない、あるいは高卒認定資格（General Education Development; GED）を有していない全ての受刑者を対象として学科教育プログラムが割り振られる⁽¹¹²⁾。ただし、「受刑者に広く教育を提供しなければならない」とされつつも、学科教育は、犯罪につながりうる教育上のニーズを抱えている受刑者、学歴に起因するニーズを抱えている受刑者又は CDYCR によって定められたその他の要素を有する受刑者に対して、優先的に割り振られることとされている⁽¹¹³⁾。また、受講者が GED を取得すれば、プログラムは終了となる⁽¹¹⁴⁾。GED を取得した受刑者、あるいは高卒の受刑者は大学レベルの学科教育を受けることができる。ただし、大学レベルの学科教

に従事していることが指摘されており、これらの業務は「なければ刑務所を運営することができないもの」と表現されている。Heather MacKay and the Prison Law Office (2019) *The California Prison and Parole Law Handbook*, the Prison Law Office, p.142

(110) 佐伯（2019）・前掲注（104）225-226頁。

(111) Pen§2053. ただし、ここで対象とされているのは刑務所への被収容者のみであり、ジェイルへの被収容者は対象外とされている。

(112) <https://www.cdcr.ca.gov/rehabilitation/ae/>

(113) Pen§2053.1 (a) (4).

(114) CDCR (2007) *supra* note 109 at p.167.

育は希望する受刑者にのみ提供される。⁽¹¹⁵⁾

第三款 少年施設における処遇

（１）概要

カリフォルニア州では、次の要件を満たし、そのことが知事によって承認された若年者は青少年施設に収容されることがある。すなわち、「（１）WIC§707 (b) あるいは Penal Code§290.008（性犯罪者の登録 — 引用者注）に規定された犯罪によって有罪判決を受けた者、（２）逮捕時21歳未満であること、（３）死刑、Penal Code§190（第一級殺人 — 引用者注）によるかどうかにかかわらず仮釈放有り又は無し⁽¹¹⁶⁾の終身刑、90日以下の拘禁刑、罰金、あるいは罰金の未納による90日以上⁽¹¹⁷⁾の拘禁を言い渡されていないこと、（４）プロベーションを言い渡されていないか、あるいはプロベーションを言い渡されたが取り消されていること⁽¹¹⁸⁾」である。もっとも、これらの要件を満たす若年者を青少年施設に収容するかどうかは、裁判官の裁量によって決定される。その際、裁判官はプロベーションオフィサーからのレポート及び勧告等を考慮し、当該若年者の青少年施設での処遇への適合性、そして社会の利益（social interest）を踏まえて自らの裁量⁽¹¹⁹⁾を行使するかどうかを決定する。

このシステムを支えている価値は次のように説明されている。すなわち、「若年犯罪行為者への処遇の重要な価値は、再犯の原因に対して適時に取り組むことにある。発達段階にある間に犯罪行為者に手を差し伸べることで、社会復帰を阻害する犯罪性が固着するのに対して極めて有効

(115) Pen§2053.1 (a) (3)

(116) WIC§1731.5 (a)

(117) *People v. Binder* (1955) 135 Cal.App.2d 662.

(118) ただし、プロベーションオフィサーによるレポートを考慮することは法律上要求されておらず、あくまでインフォーマルかつ裁判官の任意によるものであるとされている。

(119) *People v. Hutson* (1963) 221 Cal.App.2d 751.

な防壁を築くことができる。なぜなら、悪い影響と同様に、良い影響にも反応性を有していることが、若年者の特徴だからである。もちろん、若年者は突然に成熟するわけではなく、また、他の者と比べてゆっくりと成熟する者もある⁽¹²⁰⁾。このように、若年者を青少年施設に収容するというシステムの根本には、若年者は成人であるとはいえず未だ発達段階にあり、外部からの影響を受けやすい存在であること、発達段階において適切な処遇を行うことで効果的に再犯を防止することができると考えられること、そして成熟度には個人差があるという理解がある。

WIC§1731.5によって青少年施設に収容された若年者は、少なくとも法律上、他の少年から区別されていない。例えば、青少年施設に収容された者は、その年齢にかかわらず、すべて「若年者 (Youth)」と定義されている⁽¹²¹⁾。このことは、青少年施設を含む少年施設では個別処遇が提供されることの論理的な帰結でもあったと考えられる。つまり、上述した通り、少年施設では対象者のニーズ等に適合する個別処遇が提供されるため、そもそも年齢によって対象者を画一的に区別する必要がないものと考えられる。

(2) 若年者と他の成人との区別

このように、カリフォルニア州では21歳未満の若年者を他の成人と区別して取り扱うことを認めているが、そのことの問題性は、特に拘禁期間に関して指摘されてきた。

カリフォルニア州では、軽罪で有罪判決を受けた場合、6月を越えない期間のジェイルへの拘禁あるいは1000ドル未満の罰金もしくはその両方の刑罰が課され得る。他方、特に軽罪の罪で有罪判決を受けた21歳未満の若年者を青少年施設に収容する場合の拘束期間について、WIC§1770

(120) *In re Herrera* (1943) 23 Cal.2d 206 [143 P.2d 345], p.213.

(121) 9 CCR 30003 (y)

(122) Pen§19

は次のように定めている。すなわち、「軽罪の罪で有罪判決を受け、青少年施設に収容される全ての者は、二年間あるいはその者が23歳になるまでの期間のいずれか長い方を満期として釈放されなければならない。ただし、青少年施設への収容を命じた裁判所が、WIC§1800以下の規定に従って、さらなる拘禁の命令を行ったときはこの限りでない⁽¹²³⁾」。つまり、軽罪の罪によって有罪判決を受け、WIC§1731.5に従って青少年施設に収容される若年者は、通常の刑事手続において科されるよりも長期間の身体拘束を受けることがあった⁽¹²⁴⁾。

この点について重要な判断を下したのが、*People v. Olivas* 判決であった⁽¹²⁵⁾。事案の概要は次の通りである。すなわち、逮捕当時19歳であった被告人は、軽罪（暴行罪）で上位裁判所（Los Angeles County）において有罪判決を受け、WIC§1731.5に基づいて青少年施設への収容を命じられた。逮捕当時19歳であった被告人は、青少年施設に収容された場合、最長で3年間の身体拘束を受けることになる。そのため、被告人はこの処分を不服として、州最高裁に上訴した。これを受け州最高裁が、21歳以上の者が同じ犯罪行為を理由として科されうるジェイルへの拘禁の上限を潜在的に越える長期間、軽罪の罪によって有罪判決を受けた16歳から21歳の若年者を青少年施設に収容することの合憲性を判断したのが、本件である。

People v. Olivas 判決において、州最高裁は、WIC§1731.5が年齢を理由に成人を区別し、その取扱いを変えるものであることを前提としつつ、*In re Herrera* 判決を引用した上で、若年者が未だ発達段階にあり、外部からの影響を受けやすい存在であること、発達段階において適切な処遇を行うことで効果的に再犯を防止することができると考えられること、

(123) WIC§1770

(124) もっとも、上述した通り、現在では WIC§1731.5 に従って青少年施設に収容される若年者は WIC§707 (b) あるいは Penal Code§290.008 に規定された犯罪によって有罪判決を受けた者に限定されている。

(125) *People v. Olivas* (1976) 17 Cal.3d 236 [131 Cal.Rptr. 55, 551 P.2d 375].

(126) *Id.* at p.243

そして成熟度には個人差があるという理解に支えられていることに理解を示した。⁽¹²⁷⁾他方で、「青少年施設に収容された者は、刑務所や精神病院に収容された者と比べてより自由を享受できるけれども、それでもなお彼らは自らの意思に反して、自由を剥奪される形で、[青少年施設に] 収容されているのである。」⁽¹²⁸⁾とし、身体的自由の重要性に鑑みれば、「個人の自由が剥奪される場合に、[In re Herrera 判決で用いられた] かかる一般化を、そのみで国家権力が不平等な取扱いを行うのに十分な正当化根拠として認めることはできない。」⁽¹²⁹⁾とした。以上を踏まえ、州最高裁は、年齢を理由として、成人である若年者を他の成人から区別し、通常の刑事手続において科されうる期間を越えて青少年施設に収容することは、カリフォルニア州憲法 Article 1, §7 及び合衆国憲法修正第14条が定める法の下⁽¹³⁰⁾の平等に反すると判示した。このように、カリフォルニア州では、若年者を同一の犯罪行為を行った他の成人から年齢を理由として区別した上で、若年者に対して他の成人よりも長期間の身体拘束を科すことは憲法違反であるとされている。

他方で、若年者を少年施設に収容すること自体が、管見の限り、問題視されていないことは極めて興味深い。このことは、若年者が法律上は成人、つまり少年法の適用年齢から外れた存在であるとはいえ未だ発達段階にあるという認識が、社会的に深く浸透している証左とみることができる。

第三節 少年施設と刑事施設における処遇の異同

まず、少年施設と刑事施設のいずれにおいても様々な処遇プログラムが提供されている。したがって、この点において両者は同様であるとい

(127) Id. at p.251

(128) Id. at p.244-245

(129) Id. at p.251-252

(130) Id. at p.243, p.239

える。

他方で、次の点では両者の間に違いがある。すなわち、処遇の中心に据えられているものがあるかどうか、そして処遇が義務付けられているかどうかである。上述した通り、少年施設では、学科教育が処遇の中心に据えられている。このことは、少年施設における処遇が義務教育と同一線上にあるものとして位置づけられていることによると考えられることも上述した通りである。そのため、少年施設の被収容者は、原則として学科教育を受ける必要がある。他方で、刑事施設では、処遇の中心に据えられている処遇プログラムは想定されていない。また、処遇プログラムの受講は基本的には受刑者の任意となっている。たしかに、刑事施設においても、一定の処遇プログラムの受講を義務付けられることはある。しかし、裁判官によって処遇プログラムの受講が命令されるのは一定の罪種を理由として有罪判決を受けた場合に限られている。また、刑務所においては、処遇プログラムの受講を施設の維持・運営に必要な作業に代えることができ、むしろ後者の方が優先されている。このことに鑑みれば、刑事施設においては、処遇プログラムの受講は、むしろ原則任意とされていると考えることができる。少年施設における処遇と刑事施設における処遇との間には、このような異同が見られる。

第三章 若年者処遇の最新状況

本章では、近時導入された若年者に対する新たな施設内処遇の制度（①分類上の配慮及び②少年施設への移送）⁽¹³¹⁾を概観する。なお、ここで言及する二

(131) このほかカリフォルニア州では、18歳から21歳までの若年犯罪行為者を対象として、有罪答弁後に一定期間青少年ホールでの処遇を提供するダイバージョンや（deferred entry of judgment pilot program; Penal Code§1000.7）や、18歳から24歳ま

つの制度は、いずれも刑務所に収容された若年者を対象とするものである。

第一節 分類上の配慮

カリフォルニア州では、刑務所に収容された一定の年齢以下の若年者を対象として、分類上の特別の配慮を行う制度（Penal Code§2905）が設けられている。ここでは、まず、カリフォルニア州の刑務所における収容分類の方法について概観した後、Penal Code§2905について概観する。

第一款 刑務所における収容分類

カリフォルニア州の刑務所における収容分類は①収容される施設のセキュリティレベル（Housing security level）と②監督レベル（Custody designation）⁽¹³²⁾の二つの指標によって決定される。

①収容される施設のセキュリティレベルは、被収容者をどの施設に収容するかを決める指標である。⁽¹³³⁾これには Level 1 から Level 4 までの4段階があり、高いほどセキュリティが厳しい施設になる。例えば、Level 1 の施設にはフェンス等がない一方で、Level 4 の施設にはフェンス等があり、また施設の内部にも武装した職員が配置されている。⁽¹³⁴⁾

②監督レベルは、施設の中でどの程度監視が行われるかを定める指標である。⁽¹³⁵⁾これには、重警備（Maximum）、閉鎖（Close）、ミディアム A

での若年者を対象とした若年裁判所（Young Adult Court; YAC）が設置されている（San Francisco）（<https://www.sfsuperiorcourt.org/divisions/collaborative/yac>）。本稿は施設内処遇をテーマとするものであるため、ここではこれらについて触れない。これらについては石田侑矢（2021）「California における若年者に対するダイバージョン」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報第10号27-45頁を参照されたい。

(132) Gabriel Petek (2019b) *Improving California's Prison Inmate Classification System*, Legislative Analyst's Office, p.4

(133) Id.

(134) Id.

(135) Id.

(Medium A)、ミディアム B (Medium B)、開放 A (Minimum A)、開放 B (Minimum B) の 6 種類があり、開放 B (Minimum B) に近づくほど施設内での自由度が高くなる。⁽¹³⁶⁾例えば、開放 B に分類された受刑者はその場にいることが確認できる程度の監視がなされ、また刑務所内で広く行動することが許可される一方で、閉鎖に分類された受刑者は直接的かつ継続的な監視がなされ、また、一定の範囲内でしか行動が許可されない。⁽¹³⁷⁾このため、例えば閉鎖に分類された受刑者は、行動が許可されている範囲内で実施されている処遇プログラムにしか参加することができない。⁽¹³⁸⁾

受刑者がどの施設でどの程度の監視を受けるかは、次のような手法によって決定される。まず、①収容される施設のセキュリティレベルは 0 から 999 までのポイント制によって決定される。ここでは次の 6 つの項目が形式的にポイント化される。⁽¹⁴⁰⁾すなわち、i) 初めて逮捕された年齢、ii) 現在（アセスメント時）の年齢、iii) 刑期の長さ、iv) ギャングのメンバーかどうか、v) 前科の数、vi) 前回収容された際の違反等である。これら 6 つの項目のポイントの総計によって、収容される施設のセキュリティレベルが決定される。他方、②監督レベルは様々な基準で評価される。⁽¹⁴¹⁾例えば、開放 A ないし B に収容されるためには、上述した収容される施設のセキュリティレベルのスコアが 35 以下で釈放まで 5 年以内である必要がある一方、25 年以上の刑期のうち最初の 5 年の者や脱走したことがある者等は、スコアにかかわらず閉鎖に収容される。

もっとも、常に機械的にこのような形で分類が決定されているわけ

(136) Id. at p.7

(137) Id. at p.8

(138) Id.

(139) ただし、この分類手法は刑務所において利用されているものであることには注意が必要である。そのため、ジェイルでも同様の手法に基づいて分類しているかは明らかでない。

(140) Petek (2019b) supra note 132 at p.5

(141) Id. at p.8-9

はない。というのも、一定の場合、刑務所スタッフはスコアと一致しないセキュリティレベルの施設に受刑者を移送することが認められているからである。⁽¹⁴²⁾これには必要的に行う場合と、スタッフの裁量で行う場合がある。必要的に行われるのは、スコアと一致しないセキュリティレベルのより高い施設に受刑者を移送する場合である。例えば、性犯罪の前科がある受刑者は、スコアにかかわらず Level 2 以上の施設に、また、死刑判決を受けた者は、スコアにかかわらず Level 4 以上の施設に収容される。⁽¹⁴³⁾他方、裁量で行われる場合は、セキュリティレベルのより高い施設とより低い施設のいずれにも受刑者を移送することができる。例えば、重大な規律違反や、施設の保安を害するおそれがある場合は、スコアにかかわらずセキュリティレベルのより高い施設に受刑者を移送することができる一方で、受刑者の善行や年齢（若年、あるいは高齢）を理由として、セキュリティレベルのより低い施設に受刑者を移送することもできる。⁽¹⁴⁴⁾

第二款 Penal Code§2905

(1) 立法の経緯

以上のような分類手法に基づき若年犯罪行為者を分類する場合、次のような問題が生じていた。すなわち、若年者については、刑を受ける理由となった犯罪行為の種類やその重大性にかかわらず、年齢によって収容される施設のセキュリティレベルが引きあがるという問題である。例えば、初めて逮捕された年齢が18歳未満であり、現在の年齢が20歳である場合、それだけで収容される施設のセキュリティレベルは20ポイントとなる。これに加えて、ギャングのメンバーであり、過去に少年施設への収容経験がある場合、例えば、刑期が5年未満でも、監督レベルはミ

(142) Id. at p.6.

(143) このほか、仮釈放なしの終身刑を言い渡された者、過去に脱走したことがある者等は、必要的に Level 2 以上の施設に収容される。Id.

(144) Id.

ディラム A 以上が確定する。つまり、カリフォルニア州では、若年者が未だ発達段階にある存在であり、他の成人に比べて可塑性が高いという認識が広く共有されているにもかかわらず、現在の分類システムを前提とした場合、適切なプログラムが実施される刑事施設に若年者を収容することができない状況があった。このような問題状況を背景として2014年に成立したのが、Penal Code§2905を制定する2014 Cal AB1276（以下、「AB 1276」。）であった。

AB 1276の立法趣旨は、概要次のように説明されている。⁽¹⁴⁵⁾すなわち、近年の科学の発展により、成人の犯罪行為者と少年の犯罪行為者との間の差異が示されるようになり、このことは州や連邦における裁判に対して影響を与えている。実際、連邦最高裁における三つの裁判例では、少年に対して成人とは異なる取扱いを行うことを科学的な観点から認めている。例えば、Graham v. Florida 判決では次のように述べられている。すなわち、「心理学と脳科学の発展は、子どもと大人の心理面での根本的な違いを示し続けている。例えば、脳の中で行動の制限をつかさどる部分は、青年期の終わりまで成熟し続ける。……『子どもの性格上の欠陥が修復する可能性は大いに存在するため、道徳上の観点から、子どもの失敗と大人の失敗を同一視することは誤っている。』という言説は、依然として正しいのである。⁽¹⁴⁶⁾」。以上を踏まえ、「州の刑務所に収容されている若年成人で、従順な（amenable）者は、その重要な発達段階にいる間、社会復帰の可能性を高めるプログラムの生活環境にアクセスできなければならない⁽¹⁴⁷⁾」。しかしながら、カリフォルニア州では18歳から22歳までの若年者が、最も危険な受刑者が収容されている刑事施設に収容されることが多い。これらの刑事施設は、最もプログラムの少ない、警備の厳しい

(145) Senate Rules Committee (2014) *Senate Floor Analyses (8/17/14)*, Senate Rules Committee, p.4

(146) 560 U.S. 48, 68

(147) Stat 2014 ch 590 §2, §1 (4)

施設である。若年者は未だ発達途上であり、良い影響も悪い影響も受けるため、彼らを取り巻く環境は、その発達と人生の選択にとって重大な影響を与える。つまり、若年者を危険な環境に置くことは、彼らの再犯危険性や刑務所に長期間滞在する可能性を高める一方で、彼らを教育や職業訓練が利用できる良い環境に置けば、再犯率は大きく低下すると考えられる。以上より、可能な場合はいつでも22歳未満の若年成人をよりセキュリティレベルの低い施設に収容することを可能とする分類システムを構築する必要がある。

このような言説に対して、立法過程において次のような反論がなされた。まず、2014年度予算にはカリフォルニア・リーダーシップアカデミーのための予算がすでに計上されており、これに加えてAB 1276を導入した場合、予算が圧迫されるだけでなく、カリフォルニア・リーダーシップアカデミーを設置する趣旨と重なってしまうとの意見が表明された。⁽¹⁴⁸⁾ また、既存の刑務所における分類システムの枠内においても若年者をよりセキュリティの厳しくない施設に収容することは可能であり、AB 1276をあえて導入する必要はないことも指摘された。⁽¹⁴⁹⁾ 加えて、次のような主張もなされた。⁽¹⁵⁰⁾ すなわち、確かに近年の研究では、脳神経上そして発達上の重要な変化が十代の終わりから青年期の初期にかけて起こり、そのような発達につれて若年者が大人へと成熟し、社会に寄与するメンバーとなるという理解が支持されている。しかし、そうはいっても AB 1276の成立は時期尚早（premature）である。⁽¹⁵¹⁾

このような反対意見がみられたものの、結局、AB 1276は2014年9月26日に知事の署名を経て成立した。注目すべきは、立法過程で、一定の年齢以下の若年者を他の成人から区別して特別な取扱いを行うこと自体

(148) 18歳から25歳までの若年者を対象とした収容施設の設置を目的としたプログラム。詳細については後述する。

(149) Department of Finance (2014) *Enrolled Bill Report-AB1276* (Sep. 12, 2014), p.1

(150) Id. at p.2.

(151) Id.

を問題視する意見がみられなかったことである。確かに、上述した通り、脳神経科学の発展を背景として AB 1276 を成立させることは「時期尚早 (premature)」であるとの意見はみられたものの、これは若年者に対して特別な取扱いを行うこと自体を否定するものではない。このことは、科学的にみて少年と成人との間には違いがあり、両者はそれぞれ異なる取扱いを受けるべきであるということ、そして、若年者は成人とはいえ、未だ発達段階にある存在であるということが、社会的に広く認知されていることを示している。

（２）概要

AB 1276 の成立によって制定された Penal Code §2905 は、22 歳未満の若年受刑者を対象として、刑務所における分類について特別な配慮を行うことを定めている。これによって、対象となる若年犯罪行為者を、従来の分類にかかるスコアにかかわらず、セキュリティレベルのより低い施設あるいは処遇プログラムをより受けることができる施設へ収容することが可能となった。

Penal Code §2905 は、若年犯罪行為者施設内分類委員会 (youthful offender Institutional Classification Committee；以下「若年者委員会」) が若年者の分類についてのレビューを行うことを定めている⁽¹⁵²⁾。その目的は次のように設定されている⁽¹⁵³⁾。すなわち、「若年犯罪行為者施設内分類委員会によるレビューの目的は、若年犯罪行為者と面会し、当該若年犯罪行為者が、よりセキュリティレベルの低い施設 [への収容]、あるいはプログラムをより受講できる施設への収容に向けて準備ができているかどうかを評価すること、そして若年犯罪行為者が良い方向へ変化し、自己を向上させることができるよう奨励することである。」。若年者委員会は、通常の種類委員会と同様のスタッフによって構成されるが、そのうち少なくとも 1

(152) Penal Code §2905 (b) (1)

(153) Penal Code §2905 (b) (2)

名は、少年や若年者の発達に関する訓練や、少年や若年者のモチベーションを高めるエビデンスに基づいた面接手法といった、特別な訓練を受けた者でなければならない。⁽¹⁵⁴⁾

若年者の分類は、若年者委員会によるレビューの結果に加えて、少年施設あるいは刑事施設内における最近の行状、少年施設あるいは刑事施設内においてみられた自己向上に向けた努力、社会復帰を支える家族あるいはコミュニティのつながり、釈放時に法を守る社会の一員となるという目標を伴う自己向上に向けて努力していることを示す証拠といった要素を考慮して決定される。⁽¹⁵⁵⁾ なお、レビューの結果、対象となる若年者をセキュリティレベルのより低い施設に収容することが否定された場合、処遇プログラムをより受講できる施設への収容が検討されなければならない。⁽¹⁵⁶⁾

第二節 刑務所から少年施設への移送

WIC§1731.7は一定の条件を満たす若年者を、刑務所から少年施設に移送するパイロットプログラム（若年成人プログラム；Young Adult program、以下、「YAP」。）を定めている。このプログラムは、後述する Campbell Consulting によって提案された カリフォルニア・リーダーシップアカデミー（California Leadership Academy；以下、「CLA」。）というモデルプログラムを下敷きにして制定されたものであると考えられる。そこで、以下ではまず CLA の内容を概観した後、WIC§1731.7の内容を概観する。

第一款 California Leadership Academy プログラム

（１）前提をなす認識

CLA は、CDCR（当時）との契約に基づき、Campbell Consulting が矯正や少年非行又は教育等の専門家らからなる運営委員会（６名）及び12

(154) Penal Code§2905 (b) (1)

(155) Penal Code§2905 (c). ただし、これらの要素に限定されないとされている。

(156) Penal Code§2905 (d).

名の専門的なコンサルタントと協働して提案した、18歳から25歳までの若年者を対象とするモデルプログラムである。⁽¹⁵⁷⁾ 内容は後述する8つの勧告を踏まえたものとなっている。

CLAが提案された背景として次の二点が指摘されている。⁽¹⁵⁸⁾ 第一に、18歳から25歳までの若年犯罪行為者は、他の年齢層の犯罪行為者と比べて再犯率が高いことである。カリフォルニア州では、この年齢層の受刑者の61%が釈放後3年以内に再犯を行っており、このことは刑事司法システム及びコミュニティの財政上及びリソース上の負担を増大させる要因となっている。したがって、若年者の再犯率を減少させることには、経済的なメリットがある。そして第二に、脳の機能は二十代半ばまで発達するため、意思決定の在り方や行動の観点からすれば若年者はむしろ少年に近い存在であるということが、科学的に判明していることである。このことは、適切な介入、つまり、問題行動、教育、そしてコミュニティに戻るための準備に焦点を当てた介入を行うことで、再犯率を減少させることができるということを意味している。したがって、若年者が拘禁を受けている期間は、このような効果的な条件下でなければならない向社会的で健全な発達を促進するために利用することができる。

しかしながら、通常の刑務所システムでは、次の三点を理由として、若年者に対してそのような機会は提供されていない。⁽¹⁵⁹⁾ まず、若年者の特性に適合した処遇を提供するためには、それに資するための環境や、医療上のニーズや教育、就職のための支援、社会へのリエントリーに向けた実効的な計画と活動といった、包括的な回復に向けた支援（therapeutic

(157) Campbell Consulting (2016) *Re-examining, Re-imaging and Re-designing the Approach to Recidivism Reduction in California: A Proposal to create a California Leadership Academy for Young Adult Offenders* (http://www.cjcj.org/uploads/cjcj/documents/cla_full_report.pdf), p.4 (hereinafter CLA (2016)). なお、運営委員会及び専門的なコンサルタントのリストは附属の Appendix A において確認することができる。

(158) Id. at p.5

(159) Id. at p.6

treatment) が要求されるからである。また、若年者の発達を反映したアプローチを採用する必要がある、必要な時間を確保し、長期的な成功を目指すよう意識を変える必要もある。加えて、若年者がコミュニティで上手く生きていくために必要とされるスキル等を新たに獲得し、それを発展させるためには、安全な環境で継続した機会が提供される必要がある。

要するに、CLA が提案された前提には次のような認識があった。すなわち、若年者は他の成人と比べて再犯リスクが高い一方で、科学的にみて他の成人と異なる特性を持っているため、それに適合した処遇を提供することが効果的である。しかしながら、現在の刑務所システムでこれを行うことは困難である。

（２）概要

かかる認識を前提とする CLA は、「若年者が、法に抵触する可能性を低減させる新たな行動と習慣を身に着けることを援助するために設計されている⁽¹⁶⁰⁾」。つまり、CLA では、若年者の行動様式を変えることに焦点が当てられている。

CLA は３つの段階で構成される。すなわち、居住段階、移行段階、そしてリエントリー段階である⁽¹⁶¹⁾。まず、居住段階では、対象者は常に施設内に留まり⁽¹⁶²⁾、オリエンテーションやアセスメントを受ける⁽¹⁶³⁾。このとき受けるアセスメントによって、対象者の強みやニーズ、犯罪につながりうるリスク要因、トラウマの有無、物質濫用や認知機能障害といった処遇に対する阻害要因、そして学力等が明らかにされる⁽¹⁶⁴⁾。特に、他者やスタッフとの関係性を育み、識別された個別のニーズをケースプランに組み込

(160) Id. at p.7

(161) Id. at p.28

(162) Id.

(163) Id. at p.28-29

(164) Id.

むために、最初の1か月間で対象者は個別及びグループでのセッションに参加する。居住段階は、通常、最大で2年間とされる⁽¹⁶⁵⁾。次に、移行段階では、コミュニティへのリエントリーに向けたプロセスが始められる⁽¹⁶⁶⁾。この段階では、対象者は施設外で活動することができる⁽¹⁶⁷⁾。すなわち、施設外の職場で働いたり、あるいは施設外でボランティア活動をすることができる。このような施設外での活動によって、対象者は予定をこなすことを経験したり、あるいは対人関係を学ぶことができる⁽¹⁶⁸⁾。最後に、リエントリー段階では、対象者はコミュニティ内で生活し、働いたりあるいは学校に通ったりする⁽¹⁶⁹⁾。

CLAの対象者は、18歳から25歳までの男性に限定される⁽¹⁷⁰⁾。これは、刑務所に収容されている若年者の96%が男性であるためである⁽¹⁷¹⁾。加えて、刑務所での刑期が18か月以上5年未満の範囲で残存しており、かつ、26歳になるまでに釈放されうる者のみが対象となりうる⁽¹⁷²⁾。ただし、性犯罪を理由として有罪判決を受けた者は対象から除外される⁽¹⁷³⁾。また、著しい認知機能障害を有する者や精神疾患を抱える者の適格性は個別に判断される⁽¹⁷⁴⁾。さらに、再犯リスクが低い者は除外される。これは、再犯リスクが低い者に対して矯正処遇を提供するとむしろその者の再犯リスクが上昇するという研究結果、及び再犯リスクが中程度から高度の者と、再

(165) Id. at p.28

(166) Id. at p.32

(167) Id.

(168) Id.

(169) Id.

(170) Id. at p.20

(171) Id.

(172) Id. at p.21

(173) もっとも、プログラムの試行が終わった段階で、必要な修正を加えた上で女性や性犯罪を理由として有罪判決を受けた者も対象に含むべきであるとされている。

Id. at p.20

(174) Id. at p.21

犯リスクが低い者に対して同時に処遇を提供すると、再犯リスクが中程度から高度の者に対する処遇効果が低減するという研究結果に基づいている。⁽¹⁷⁵⁾なお、CLA への参加は任意とされており、CLA に参加するためには、対象者が自ら申し込みを行う必要がある。

（３）８つの勧告

CLA は、次の８つの勧告を柱とする。すなわち、①18歳から25歳までの若年犯罪行為者を、別の施設において他の受刑者から分離させること、② DJJ が CLA を管轄しなければならず、CLA は州と民間のスタッフによって運営されなければならない、③少なくとも二か所で６年間の試験運用を行う、④対象者が新たな振る舞い方を身に着けることができる環境を作り出す、⑤対象者の円滑なリエントリーを効果的にサポートする３段階のプログラムを構築する、⑥対象となる者が抱える発達上のニーズに適した処遇、教育、そして職業上のトレーニングを組み合わせた包括的な行動保健モデルを実践する、⑦財政面における官民のパートナーシップを追求する、そして、⑧プログラムの評価及び費用対効果の分析を行う。ここでは CLA の本質にかかわる勧告（①、②、④及び⑥）の内容を確認する。

①18歳から25歳までの若年犯罪行為者を、別の施設において他の受刑者から分離させる⁽¹⁷⁶⁾

上述したように、18歳から25歳までの若年者は、科学的見地からすれば依然として発達段階にある。具体的には、近年の研究により、認知処理と衝動の制御を司る脳の部分（前頭前野皮質）は20代半ばまで完全には発達しないことがわかっている。そのため、少年と比べればその程度は低減するが、若年者の可塑性は他の成人よりも高い。また、若

(175) Id. at p.21-22

(176) Id. at p.13-15

年者には、衝動的、意思決定の能力に欠けている、他の成人よりも感情的であり、ストレスやプレッシャーに弱いという特徴がある。にもかかわらず、通常、若年者は他の成人と同様に刑事施設に収容される。しかし、過去の研究から、若年者を他の成人と同じ施設に収容することは、若年者の発達上のニーズや犯罪行為の背景にあるニーズを満たすことに繋がっておらず、むしろ再犯可能性を高めることがわかっている。また、刑事施設に収容された若年者は、少年施設に収容された若年者と比べて、自殺する可能性や性的虐待又はレイプを受ける可能性が高いことも指摘されている。つまり、若年者を刑事施設に収容することは、多くの場合、彼らの可塑性に対して良い影響を与えてはならず、むしろ害悪を加えている。したがって、18歳から25歳までの若年犯罪行為者を、別の施設において他の受刑者から分離させる必要がある。

② DJJ が CLA を管轄しなければならず、CLA は州と民間のスタッフによって運営されなければならない⁽¹⁷⁷⁾

上述したように、若年者は依然として発達段階にある。そのため、彼らに対する処遇は、少年に対する処遇と同様のもの（align with）でなければならない、拘禁を受ける理由となった行動を変えるよう設計された介入とセラピーを重視するものでなければならない。発達上適切な処遇や教育プログラムは、刑事施設よりも少年施設においてよりよく提供される。したがって、CLA は DJJ⁽¹⁷⁸⁾ によって管轄されなければならない。また、⁽¹⁷⁹⁾

(177) Id. at p.16-18

(178) 上述した通り、2020年7月に DJJ は解体され、CDYCR に組織再編された。ここでは、CLA はあくまで少年を管轄していた DJJ によって管轄されるべきであるという CLA (2016) の趣旨に鑑み、あえて DJJ という用語をそのまま用いている。

(179) このほか、少年施設への被収容者は Pell Grants への応募資格があること、そして少年施設では段階的処遇が提供されることも、DJJ が CLA を管轄すべき理由として挙げられている。Id. at p.16

CLA は行動保健モデルに基づいており、それはその領域で特別な訓練を受けたスタッフがいることを前提とする。しかし、伝統的な矯正の在り方になじみのある矯正関係者だけでは、この前提を欠くこととなる。したがって、CLA における処遇や教育、職業訓練等を提供するために、民間の NPO と契約を行うべきである。⁽¹⁸⁰⁾ このように、CLA は DJJ によって管轄され、州と民間のスタッフによって運営されなければならない。

④対象者が新たな振る舞い方を身に着けることができる環境を作り出すこと⁽¹⁸¹⁾

このために、施設は、刑務所のようなものではなく、可能な限り、通常の向社会的なコミュニティの環境に近いものでなければならない。また、少人数のグループ間での相互作用が促進されるレイアウトが求められる。というのも、仲間との絆や相互作用、そして彼らに対する責任が、CLA で採用される社会復帰に向けた戦略の鍵となる要素であるからである。したがって、16人を1グループとして、それぞれを居住させる寮のような居住ユニットを設置することが望ましい。さらに、施設内の空間も、若年者が自らの主体性（agency）を発達させることができるよう設計されなければならない。例えば机をどこに配置するのかといった小さな自己決定を通じて、若年者がよりよい自己決定の在り方を学ぶことができるよう、配慮されなければならない。加えて、プログラムの対象となる若年者の多くがトラウマのような背景事情等を抱えると予想されることに鑑みれば、施設の環境は、トラウマ・インフォームドなものでなければならない。これは次の5つの価値を中核とするものである。すなわ

(180) このほか、州および地域の刑事施設関係者、プロベーション及びパロール関係者、そして地域のメンバーからなる諮問機関の設置が提言されている。ここでいう地域のメンバーには、処遇の専門家、地域で若年者に対して援助を提供している者、民間企業のリーダー、教育の専門家、宗教団体の関係者、そして地域住民が含まれなければならないとされている。Id. at p.17

(181) Id. at p.23-27

ち、安全、信頼性、選択、協働、そしてエンパワメントである。このような環境を構築することが、対象者は安全で、カウンセラーやセラピストが見守るコントロールされた環境にいるということを、対象者自身に伝えるために、極めて重要である。また、このような環境は、リスクのない状態で対象者が新たな向社会的な振る舞いを実践したり、考えを共有したりすることを可能とする。

⑥対象となる者が抱える発達上のニーズに適した処遇、教育、そして職業上のトレーニングを組み合わせた包括的な行動保健モデルを実践する⁽¹⁸²⁾

CLA は「考え方と行動は、時間の経過とともに変わり得る（malleable and able to change）ものであるという気付き」を根本に据えるものである。つまり、CLA は、建設的な人格の発達、換言すれば、若年者に対して向社会的な振る舞い方を教え、それを積極的に促進することで、彼らが持つ潜在能力を発展させることに焦点を当てるという考え方に基づいている。したがって、CLA では神経発達学の観点から見たこの年齢層の者の特性を踏まえ、単に問題行動を抑制するだけでなく、彼らを建設的に発達させることに焦点があてられる。そのため、CLA では、制裁を避けるためによりよい行動を「選択」することを個人に求める「道義的責任モデル」ではなく、犯罪行為に結び付く因子よりもより強力で建設的な強化因子（reinforcer）を重視する「行動保健モデル」を採用する。その下で提供される処遇プログラムは、包括的であり、対象者の向社会的な発達を促進するものでなければならない。さらに、若年者が抱え、また物質濫用やトラウマ、支援ネットワークの構築等を含む、長期的な成功にとって障壁となる彼らの多種多様なニーズに取り組むものでなければならない。

行動保健モデルを実践するために、CLA ではエビデンスの認められた認知行動療法に基づく処遇プログラムを提供する。例えば、CLA では、

(182) Id. at p.38-51

再犯の減少に効果があるとされる学科教育を提供する。そこでは、GED 取得に向けた準備から大学レベルの学科教育が提供される。もっとも、ここで提供される学科教育も建設的な人格の発達を目指すという CLA の趣旨に沿ったものでなければならない。このことは、教師と対象者との間に強固な関係性を育み、対象者の努力を強調し、彼らの成功を称賛することで果たされる。また、CLA では、学科教育と職業訓練を統合したプログラムが提供される。そこでは、対象者は、実際に、そして協力して、彫刻、金属加工品、ウェブサイト、映像作品、音楽、その他有形及び無形の製品を作成する。

このような処遇を提供する場合、重要なのは、対象者のモチベーションを高め、維持することである。そのため、スタッフは、対象者が、スタッフとともに追求することに合意できる目標を設定することで、対象者を動機づけることに取り組む必要がある。

（３）関係者から寄せられた意見

CLA（2016）によれば、地方政府関係者からは、全体として CLA を肯定的に評価する意見が見られた一方で、地域の関係者からは、一様に次のような否定的な意見がなされた⁽¹⁸³⁾とされる。すなわち、CLA の設計について地域の関係者が関与しておらず、透明性を欠いている、新たな刑事施設の設置は費用がかかり必要でない、CLA は家族とのつながりを強化する地域のより小さな施設が再犯防止にもっとも効果的であるという研究結果にそぐわない、CLA は地域の関係者からの賛同が得られない、提案されたプログラムを実践することができる NPO の組織は存在しない。

このように、CLA は、地方の政府関係者からは肯定的に評価された一方で、勧告において、州のスタッフと同様に実践を担うと位置づけられていた地域の関係者からは、否定的な意見がなされた。

(183) Appendix C

第二款 WIC§1731.7

（１）概要

CLA を下敷きにして制定されたのが、YAP である。⁽¹⁸⁴⁾ YAP は2018年 6 月 27日に成立した2018 Cal AB 1812 (WIC§1731.7) によって定められた。YAP は一定数の若年者を「成人の刑事施設から少年施設にダイバートする」プログラムであり、⁽¹⁸⁵⁾「[社会への] 再統合の結果を向上させ、再犯リスクを低下させる」ことを目的として、若年者に対して、「特に大人への移行期にある若年者向けに設計された、発達上適切な処遇と社会復帰プログラムを提供する」ものである。⁽¹⁸⁶⁾

まず、プログラムの概要（形式面）は次の通りである。YAP は既存の少年施設のひとつである O.H Close Youth Correctional Facility で実施される。⁽¹⁸⁷⁾そこでは、38人の居住ユニットが二つ設置される。⁽¹⁸⁸⁾それぞれのユニットにはケースワークの専門家や臨床心理士、パロール職員、施設のカウンセラー等からなる処遇チームが配置される。YAP に参加するためには次の要件を満たす必要がある。すなわち、刑の言渡しを受けたとき18歳から21歳であること、最も早期の釈放が25歳までになされうること、善時制が適用可能であること、社会復帰プログラムから大いに（materially）効果を得ることができること、必要とされるケアを提供する施設やスタッフ等が利用可能であること、釈放される日が毎年再検討されることに同意することである。⁽¹⁸⁹⁾プログラムは刑期を終えるまで続く。⁽¹⁹⁰⁾ただし、次の

(184) DJJ（当時）は2020年1月に YAP の実施状況についてのレポートを議会に提出することとされているが（WIC§1731.7（f））、管見の限り、現時点（2020年12月）で当該レポートは確認できない。そのため、本稿では具体的な実施状況に基づいた YAP の評価は行わない。

(185) WIC§1731.7（a）

(186) 9 CCR 30185

(187) 9 CCR 30185

(188) 9 CCR 30185

(189) 9 CCR 30185

(190) WIC§1731.7（e）（2）

事情があった場合、DJJ の長の命令によって対象者は刑事施設に送致され、プログラムは終了する。すなわち、対象者が指示された処遇プログラム等に参加しなかったとき、他者や施設の安全を危険にさらす行動をとったとき、そして、プログラム内で提供可能なレベルを越えた処置が必要なメンタルヘルスあるいは健康上の問題が生じたときである。⁽¹⁹¹⁾

次に、実質面は次の通りである。プログラムにおける処遇は次のことを主要な目的として設計される。⁽¹⁹²⁾すなわち、犯罪性が固着した成人の犯罪行為者とは区別された安全な環境でニーズを満たす処遇を提供すること、個別的でエビデンスがあり、効果が期待できる様々な介入（教育、職業訓練等を含む）を行うこと、向社会的な振る舞いや価値観の醸成を促進すること、問題解決能力や自主規制、スキルの学び方、そして行動管理等の様々なスキルを学び、それを強化する機会を提供すること、健全な対人関係の構築を助長すること、家族の再統一やコミュニティへの移行に備えること、そして再犯リスクを低下させることである。

プログラムは、対象者が抱える犯罪を行うリスクやニーズ、そして個人の強みを識別するためのイニシャル・アセスメントに加え、次の8つの要素で構成される。⁽¹⁹³⁾すなわち、①治療介入 (treatment interventions)、②個別カウンセリング、③教育及びキャリアテクニカル訓練、④経験の豊富化、⑤家族の関わり、⑥行動管理、⑦ケースマネジメント、そして⑧リエントリーに向けたプランである。

YAP では、①認知行動療法に基づく治療介入が行われる。そこでは、向社会的な振る舞い方や考え方の獲得、認知的スキルや社会的スキルの発展に向けた活動、他者の立場に立って考えること、そして怒りや攻撃性のコントロール方法に焦点が当てられる。処遇を提供する際、スタッ

(191) 9 CCR 30185

(192) 9 CCR 30185

(193) 9 CCR 30185. なお、以下の①から⑧までの内容は、すべて9 CCR 30185によっている。

フは、個別の目標やそこまでのステップの設定について、対象者とともに協働する（②個別カウンセリング）。また、対象者のうち高校卒業資格を有していない者は、施設内に設置された学校において学科教育及び職業訓練を受ける（③教育及びキャリアテクニカル訓練）。対象者は、職業訓練を通じて仕事に関するスキルを身に着けることができるだけでなく、アートプログラムといった課外活動に参加することができる（④経験の豊富化）。対象者の家族は、対象者が同意し、施設が認めた場合に面会やその他の家族活動に参加する機会を得ることができるだけでなく、処遇やケースプランの作成に関して積極的に関与することができる（⑤家族の関わり）。また、YAP は対象者のモチベーションを高め、反社会的ではなく向社会的な振る舞いを身に着けることを企図したシステムを採用している（⑥行動管理）。対象者のケースプランは、対象者自身やその家族、そして処遇チームが協働することを通じて、定期的に見直される。その際には、対象者の進捗も考慮される（⑦ケースマネジメント）。釈放前には、すべての対象者に対して、リエントリーに向けたプランが個別に策定される。この計画は、対象者をコミュニティのリソース等につなげることで、対象者の再犯リスクを低いまま維持し、彼らが前向きな生活を追求することに役立つものである（⑧リエントリーに向けたプラン）。

（2）CLA との異同

上述した通り、CLA は若年者を他の成人から DJJ が管轄する施設に隔離し、個別のニーズに合わせて認知行動療法に基づくプログラムを提供することを基本的な内容とするものであった。このようにみると、モデルプログラムとして提案された CLA は YAP という形で概ね実現されているといえる。つまり、CLA で提案されたように、YAP においても一定の若年者を他の成人から少年施設に隔離し、個別のニーズに合わせた認知行動療法に基づくプログラムが提供される。このように、YAP は CLA の内容を基本的には踏襲していると評価することができる。

他方で、YAP と CLA は次の点で異なる。第一に、CLA では刑事施設でもなく少年施設でもない、若年者を収容する新たな施設を設置することが提案されていたが、YAP は既存の少年施設において行われている。第二に、CLA ではプログラムの実施は半官半民で行うことが提案されていたが、YAP ではあくまで DJJ のスタッフがプログラムの実施を担うことが想定されている。第三に、CLA ではひとつのユニットに16人の若年者を収容することが提案されていたが、YAP ではひとつのユニットに38人の若年者が収容される。これらのうち、特に前二者は、CLA に対して地域の関係者から寄せられた意見を踏まえた結果であると考えられる。すなわち、上述した通り、CLA に対しては地域の関係者から新たな施設を設置することについて費用及び必要性の観点から否定的な意見が出されていたと同時に、提案されたようなプログラムを実践することができる民間の組織は存在しないといった意見も述べられていた。このように、YAP は、CLA の内容を基本的にはそのままの形で受け入れつつも、CLA に対する批判を踏まえ、若干の修正が加えられている。

第四章 検討

以上を踏まえ、本章では検討を行う。ここでは、まず、少年施設における処遇と刑事施設における処遇の位置づけを確認する。次いで、近年の動向も踏まえた上で、若年者に対する処遇について検討を行う。

第一節 少年施設と刑事施設における処遇の位置づけ

上述した通り、少年施設における処遇の中核は学科教育にある。そのため、少年施設では様々な処遇プログラムが提供されているが、少年施設に収容された者は原則として施設内に設置された学校に参加しなければならない。学科教育以外のプログラムは社会復帰及び社会防衛という観点から提

供される、あくまで学科教育を補完するものとして位置づけられている。

次に、刑事施設における処遇は次のようなものである。まず、ジェイルにおいては、様々な処遇プログラムが提供されているが、これらを受講するかどうかは受刑者の任意となっている。同様に、刑務所においても様々な処遇プログラムが提供されている。ジェイルの場合と異なるのは、刑務所における受刑者はプログラムや何らかの作業に従事することが義務付けられている点である。しかし、上述した通り、現在でも多くの受刑者が処遇プログラムの受講に代えて、施設の維持・運営にかかる作業に従事していること、これらの作業は処遇プログラムの受講よりも常に優先されること、そしてこれらの作業の賦課については、受刑者の同意が不要とされていることに鑑みれば、刑務所においても、処遇プログラムに参加するかどうかは実質的には受刑者の任意となっていた。したがって、ジェイル及び刑務所のいずれにおいても、様々な処遇プログラムが提供されてはいるものの、これらへの参加は、基本的には受刑者の任意とされているといえる。同時に、処遇プログラムよりも施設の維持・運営にかかる作業が優先されることに鑑みれば、少年施設の場合と異なり、刑務所における処遇では特に中核に据えられているプログラムは存在していないといえる。

このようにみると、少年施設と刑事施設では、処遇プログラムの位置づけが根本的に異なることがわかる。このことは、処遇を受ける対象の性質上の違いを反映していると考えられる。つまり、カリフォルニア州では、処遇を受ける対象が、未熟な存在である「子ども」なのか、あるいは、自律した存在である「大人」なのかという点に着目して、処遇プログラムの位置づけに差が設けられていると評価することができる。

第二節 若年者に対する処遇

以上のような位置づけを前提とした場合、若年者に対する処遇、特に近年導入された新たな制度はどのように理解されるであろうか。以下で

はまず、カリフォルニア州における若年者に対する処遇の前提をなしている若年者像について検討した後、刑事司法領域における若年者に対する特別な取扱いについて検討する。

第一款 前提をなす若年者像

カリフォルニア州では、古くから若年者はある種特別な存在としてみなされてきた。このことは、カリフォルニア州の少年裁判所が、少年法の適用年齢を越えた者についても監督権を維持することができること、そして一定の場合には若年者を少年施設に収容することが可能とされていることに端的に示されている。

上述した通り、カリフォルニア州では、少年裁判所が少年に対する監督権を得た場合、少年法の適用年齢の上限を超えて、当該少年が21歳あるいは25歳になるまでその監督を行うことが可能とされている。このように、カリフォルニア州では、少年法の適用年齢の上限と、少年裁判所が監督権を維持することができる上限が一致していない。また、上述した通り、若年者を少年施設に収容する制度は、若年者が未だ発達段階にあり外部からの影響を受けやすいこと、発達段階にあるこの時期に適切な処遇を行うことで効果的に再犯を防止することができると考えられること、そして成熟度には個人差があるという理解に支えられていた。実際、WIC§607は1961年、WIC§1731.5は1941年に導入されている。⁽¹⁹⁴⁾ たしかに、上述した通り、1960年代当時、カリフォルニア州では少年法適用年齢は20歳以下とされていた。しかし、重要なのは、これらの規定が、1971年に少年法適用年齢が17歳以下まで引き下げられた後もなお維持されて

(194) ただし、1941年版の WIC 本文を確認することはできなかった。少なくとも1961年版の WIC§1731.5では、現行法と同様に、21歳未満の者を少年施設に収容することが可能とされている。なお、1961年版の WIC 本文は、Department of the Youth Authority of the State of California (1965) *California Laws Relating to Youthful Offenders including The Youth Authority Act, The Juvenile Court law*, Department of the Youth Authority of the State of California にて確認することができる。

いるということである。このことを踏まえれば、カリフォルニア州では、古くから若年者は成人ではあるが、未成熟な部分がある存在と認識されてきたといえる。

第二款 特別な取扱いについて ― 我が国への示唆

刑事法領域における若年者に対する特別な取扱いは、上述した3つがある。すなわち、①少年施設への収容、②刑務所から少年施設への移送（YAP）、そして、③分類上の特別な配慮である。

①少年施設への収容は、成人でも一定以下の年齢であり、少年施設における処遇への適合性がある者を、刑事施設ではなく少年施設に収容するものである。これは、より適切な処遇を提供可能な少年施設に若年者を収容するものであり、制裁よりも処遇の必要性を重視するものであるといえる。

②少年施設への移送（YAP）は、すでに刑務所に収容されている若年者のうち、一定の条件を満たす者を、刑事施設から少年施設に移送するものである。若年者を少年施設に収容する点では①少年施設への収容と同様である。ただし、①少年施設への収容が刑の言渡しの段階で裁判官によって量刑として言い渡されるのに対して、②少年施設の移送はすでに刑の執行段階にある者に対してなされる措置である点で両者は異なる。その意味で、②少年施設への移送はまさに画期的な制度であるといえる。

③分類上の特別な配慮は、刑事施設に収容された若年者に対して、他の成人とは異なる基準で分類を行うものである。これは、子どもと大人が科学的見地からみて異なる存在であるという考えを、成人を対象とする処遇の領域にも適用するものである点で、肯定的に評価することができる。ただし、これはあくまで処遇を受ける機会を提供するものにとどまっている点には注意が必要である。つまり、若年者に対する分類上の特別な配慮は、あくまで刑事司法領域における施設内処遇

の枠内においてなされるものであり、発達の状況に適した処遇を提供することを趣旨とする①少年施設への収容及び②少年施設への移送とは性質が異なる。その意味で、③分類上の特別な配慮は、あくまで現行の刑事司法領域における処遇を前提とした場合の、ひとつの到達点であるとみることができる。

このように、カリフォルニア州では最新の科学的知見をも踏まえつつ、刑事司法領域において若年者に対して他の成人とは異なる処遇が提供されている。しかしながら、いずれも、「科学的見地からすれば若年者が未だ発達段階にある」ということを主要な根拠として正当化することが可能かについては検討の余地がある。特に、そのことを根拠として若年者の自由権を制約することには慎重になる必要がある。というのも、前提として、若年者をあくまで成人として、つまり自律性のある存在として認める以上、公平性の観点から他の成人と同様に扱うことが求められるはずだからである。にもかかわらず、①少年施設への収容及び②少年施設への移送については、例えば次のような状況が生じる。すなわち、上述した通り、刑事施設では、受刑者が処遇プログラムを受講するかどうかは事実上任意とされている一方で、少年施設に収容される若年者は、年齢を理由として処遇プログラムの受講を強制されることになる。確かに、近年の科学的知見を前提とすれば、若年者は未だ発達段階にあり、むしろ少年に近い存在であるとみることが出来るため、少年に対する処遇の義務付けと同様、若年者に対する処遇の義務付けを正当化することもできそうである。しかし、少年に対する処遇が義務教育と同一線上にあるものとして義務付けられているとすれば、若年者が少年に近い存在であるとはいえ、すでに義務教育の対象から外れた成人である若年者に対して、このことを根拠に処遇を義務付けることは困難であろう。また、公平性の観点からすれば、③分類上の特別な配慮についても、あくまで成人である若年者を、年齢を理由として他の成人から区別して取り扱うものである点で

問題がある。このように、若年者を他の成人から区別して取り扱うことは本質的な問題を内在させているといえ、このことは若年者処遇の領域において先端的な取組みを展開しているカリフォルニア州でも克服されているとはいえない状況にある。現在、若年受刑者について他の成人とは別の処遇原則の明確化が提案されている我が国においても、同様の問題が今後検討すべき課題として浮上しうる。

かかる問題を避けるためには、次の二点が検討される必要がある。第一に、少年法の適用年齢の上限を引き上げることである。実際、例えばバーモント州では現在少年法の適用年齢が19歳まで引き上げられており、2022年までにこれを20歳まで引き上げることが決定されている⁽¹⁹⁵⁾。また、イリノイ州とコネティカット州でも、脳神経科学の知見に基づいて、少年法の適用年齢の上限を段階的に21歳まで引き上げることの内容とする法案が、2018年2月に議会に提出されている⁽¹⁹⁶⁾。若年者を少年法の適用対象とすれば、若年者を成人として取り扱うことによって生じる上記の問題を克服することができる。

第二に、若年者をあくまで成人として取り扱いつつ、刑事司法領域で特別扱いするのであれば、処遇法及び執行法のみならず、実体法や手続法も含めた法律の整備が必要となる。つまり、あくまで若年者が成人であることを前提としつつも、脳神経科学の知見によって裏付けられた未成熟性を理由に、若年者を他の成人と異なる形で取り扱うのであれば、処遇の場面だけでなく、刑事司法システム全体を通じて、これを一貫さ

(195) 山崎（2019）・前掲注（7）；山口直也（2019）「脳科学・神経科学の進歩と少年司法の変容」同（編）『脳科学と少年司法』現代人文社20-35頁。

(196) Columbia Justice Lab Website (<https://justicelab.columbia.edu/new-EAJ-reform-bills-IL-and-CT>) (accessed - 2020/04/24) 及び CLA（2016）at p.7. このうち、CLA（2016）はコネティカット州の動向にのみ言及している。なお、これらはいずれも成立には至っていない。コネティカット州の法案の審議経過については、2018 Bill Tracking CT H.B. 5040及び2018 Bill Tracking CT H.B. 5042、イリノイ州の法案の審議経過については、2017 Bill Tracking IL H.B. 4581を参照。

せる必要がある。そのためには、手続面及び実体面のいずれをも含め、若年者をその成熟度に応じて、少年とも他の成人とも異なる形で、あるいは少年と同様の存在ないしはそれに準ずる存在として取り扱う制度を構築することが検討される必要がある。そのようなかたちで刑事司法システム全般に渡って若年者を特別扱いすることが正当化されない限り、若年者をあくまで成人として扱いつつ、処遇や執行の場面でのみ若年者を少年とも他の成人とも区別して取り扱うことが抱える矛盾を解消することは困難であろう。

むすびにかえて

混沌とした社会状況の中、現在、我が国のみならず世界中で、そして刑事法領域に限らずあらゆる側面ないし場面において、これまで維持されてきた価値やシステムの見直しが進められている。我々はそのこと自体を否定的に捉えるべきではなく、むしろこれを発展の契機とし、種々の社会的困難の克服に向けて建設的な議論や実践を積み重ねていくべきであろう。

本稿では、現在岐路に立たされている我が国の若年者処遇に対して示唆を得ることを目的として、カリフォルニア州における若年者に対する施設内処遇を取り上げ、検討した。そこでは、科学的知見に基づく少年司法制度改革を背景として、大きく変わりつつある若年者処遇の様子を確認することができた。その中で、カリフォルニア州における展開は、当地ではそのことが問題視されてはいないものの、依然として本質的な課題を抱えたままであることも明らかとなった。今後、カリフォルニア州における制度改革を参考とする際には、このことをも踏まえる必要があるであろう。本稿が、我が国における建設的な刑事司法制度改革の一助となれば幸いである。

【謝辞】

本研究は、JSPS 科研費（19J00060、19H01422、20H01433）の助成を受けたものである。